

花と緑の元気とやま創造プラン

花と緑と人が輝く元気とやまの創造

富山県

花と緑の元気とやま創造プラン目次

第 1 編 総 論

I	計画策定の趣旨	2
II	計画の方針	2
III	計画の目標	3
IV	計画の位置づけ等	4
1	計画の位置づけ	4
2	計画の期間	4
V	施策の体系	4

第 2 編 施策の展開

第 1 章	花と緑をすすめる	6
I	花と緑の推進活動	7
1	県民の自主的活動	7
2	花と緑の銀行	9
3	緑花推進県民会議	11
II	花と緑の推進基盤	11
1	基金と募金活動	11
2	花と緑の推進施設	12
3	花と緑の情報交流	13
4	公共事業等の緑化導入	14
III	花と緑の地域計画	15
1	市町村緑花計画等	15
2	花と緑の協定	15
第 2 章	花と緑をはぐくむ	18
I	花と緑の拠点	19
1	花と緑のシンボル	19
2	公園	23
3	学校等	26
4	公共施設	29
5	家庭	30
6	民間施設等	31

II	花と緑のベルト	34
1	みち	34
2	水辺	35
3	海辺	37
III	花と緑のエリア	38
1	身近な花と緑の保存と育成	38
2	自然環境の保全と森林整備	41
IV	花と緑をはぐくむ活動	44
1	維持管理	44
2	生産の振興と技術開発	45
第3章	花と緑にふれあう	50
I	花と緑の意識の高揚	51
1	ふれあい行事	51
2	学習	51
3	交流	53
II	花と緑のふれあい	54
1	身近な花と緑の活用	54
2	自然環境と森林の活用	55
III	花と緑のいやし	57

第1編 総論

I プラン策定の趣旨

本県は、標高 3,000m級の山々から富山湾に至る雄大な自然の中、美しく豊かな水を育む森林地帯、街に潤いを与える花々や木々、田園地帯を彩るチューリップ畑やシバザクラ、白砂青松と呼ばれる海岸松林など多くの花や緑に囲まれた、全国に誇れる美しい県です。

このような素晴らしい花と緑豊かな景観を保全し、住みよい富山県をつくるため、1973（S48）年9月に「グリーンプラン」を策定し、その後4次にわたる県土緑化計画の策定を経て、2012（H24）年に新たな県土緑化プランとして「花と緑の元気とやま推進プラン」を策定してきました。

こうしたプランに基づき、これまでも県民と行政が一体となった緑化活動を実施した結果、花と緑に彩られた快適な環境づくりが着実に進んできたところです。

さらに2012（H24）年の台湾からの直行便就航や、大型クルーズ客船の伏木富山港への寄港、2015（H27）年の北陸新幹線開業など、国内は元より国外からも多くの観光客・ビジネス客が訪れるようになり、本県の美しい自然や花と緑を楽しんでいただけるようになりました。

一方、2016（H28）年には106万人であった富山県人口は2026（R8）年には98万人に減少するとの推計があるほか、65歳以上の高齢人口比率についても2016（H28）年の30.8%から2026（R8）年には33.8%に増加するとの推計もあり、進行する人口減少・高齢化社会にあっては、これまで期待されていたマンパワーの減少は避けられない状況です。

こうしたなか、2018（H30）年3月に富山県総合計画が見直され「元気とやま創造計画 - とやま新時代へ 新たな挑戦 -」が策定されました。人づくりに重きを置いた新総合計画に呼応して、県土緑化プランを見直し、新たに「花と緑の元気とやま創造プラン」を策定することとしました。

このプランでは、総合計画における展開目標「ふるさとの魅力を活かした地域づくり」を達成するため、「県民緑化運動の推進と花と緑のあふれる地域づくり」を進めることとしています。

II プランの方針

本プランでは、少子高齢化の進行と人口減少社会の進展のなかで、自らの県土を自らが守り育てていくという県民意識の醸成を図り、子どもから若者、シニア世代までの世代を超えた活動の広がりを一層進めていくとともに、人生百年時代による「エイジレス社会（生涯現役社会）」を見据え、シニア世代が意欲や能力に応じて地域緑化の担い手として生涯活躍していただくなど県民が中心的な役割を担った緑化活動を推進していくことを基本方針とします。

県は、県民が行う緑化活動の資金・技術面での支援、活動が低調な地域の重点的な取組み、緑化活動に顕著な功績がみられる県民の表彰など、県民の緑化活動を促進し、基盤整備を行うことを主たる役割とします。

このように県民と行政が連携して、県民をはじめ本県を訪れる人々にとって魅力ある花と緑の空間をつくっていきます。



Ⅲ プランの基本目標

花と緑の県づくりを進めるためには、県民が花と緑と交流を深めながら、花と緑を大切にしていけることが求められます。花と緑、そして人が共に生き、共に輝き、元気な富山県をつくるために、「花と緑が輝く元気とやまの創造」を目標に、県民が主役の花と緑の県づくりをすすめていきます。

花と緑と人が輝く元気とやまの創造

具体的な目標指標

項目		2016 (H.28)年度	2021 (R.3)年度	2026 (R.8)年度
		実績値	中間値	目標値
○花と緑のグループ等が育成する花壇数	箇所	2,874	2,890	2,900
○道路愛護ボランティア登録団体数	団体	97	102	105
○とやまさくら守の養成人数	人	72	86	100
○花と緑の指導者(*1)数	人	2,176	2,200	2,200
○植物公園の箇所数	箇所	8	現状維持	
○植物公園の年間入園者数	人	449,490	460,000	471,000
○港湾緑地面積	ha	65	68	70
○都市公園の面積	ha	1,618	1,638	1,661
○文化財公園の箇所数	箇所	23	26	28
○小中学校の緑地面積	ha	54	現状維持	
○県立学校の緑地面積	ha	55	現状維持	
○公共施設の緑地面積割合	%	20%以上	現状維持	
○工場の緑地面積	ha	586	599	611
○県管理道路の緑化延長	km	241	250	260
○「多面的機能支払(農地維持支払)」の取組集落数	集落	1,406	1,500	1,600
○「多面的機能支払」の参加者数	人	66,756	68,000	69,000
○漁港緑地面積	ha	16	現状維持	
○海岸林整備延長	m	6,288	6,600	6,800
○県定公園面積	ha	16,829	現状維持	
○自然公園面積	ha	125,554	現状維持	
○自然環境保全地域面積	ha	624	現状維持	
○里山林の整備面積(累計)	ha	2,628	3,600	4,600
○混交林の整備面積(累計)	ha	1,290	1,550	1,800
○優良無花粉スギ「立山 森の輝き」の植栽面積	ha	42	200	500
○県民参加による森づくりの年間参加延べ人数	人	12,439	13,000	13,000 以上
○保安林面積	ha	196,798	197,158	197,518
○国産チューリップ球根出荷量の富山県産シェア	%	61	現状維持	
○切花・鉢物類栽培面積	ha	66	70	74
○ナチュラルリスト認定者数	人	784	900	1,000
○ジュニアナチュラルリスト認定者数	人	328	390	420
○花とみどりの少年団員数	人	4,468	4,500	4,500
○森林浴の森選定箇所数	箇所	60	現状維持	

(*1)花と緑の指導者

(公財)花と緑の銀行によって地域緑化を委嘱されている頭取・グリーンキーパーを指す。詳細は9ページ参照。

IV プランの位置づけ等

1 プランの位置づけ

このプランは、富山県総合計画「元気とやま創造計画 - とやま新時代へ 新たな挑戦 - 」における部門計画として、花と緑の県づくりの基本的な指針を示します。



2 プランの目標年次

目標年次は、2026（令和8）年度とします。

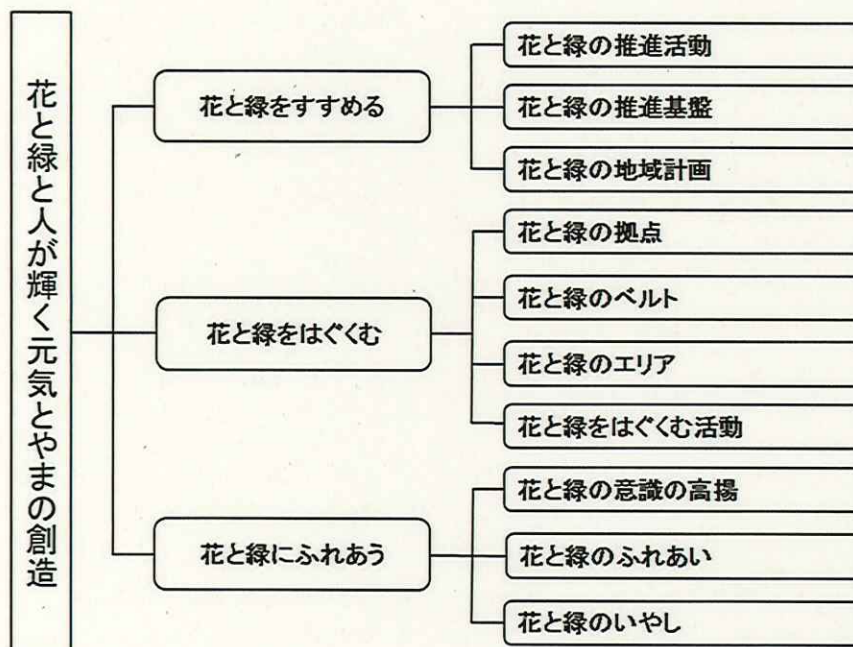
～「緑化」と「緑花」～

樹木や草花を植えて、緑の美しい土地にすることを一般的には「緑化」といいますが、本県独自の計画、組織等については基本目標「花と緑と人が輝く元気とやまの創造」を推進してゆく観点から「緑花」と表現します。

例：県土緑花計画、富山県緑花推進県民会議、市町村緑花計画

V 施策の体系

「花と緑と人が輝く元気とやまの創造」を推進するため、「花と緑をすすめる」、「花と緑をはぐくむ」、「花と緑にふれあう」の3つの柱をもとに、各種の施策を実行していきます。



第2編

施策の展開

第1章 花と緑をすすめる

I 花と緑の推進活動

1 県民の自主的活動

○ 施策目標（施策の目指すべき成果）

花と緑のグループなど、県民が主体となり自主的に緑化活動が推進されること。

○ 現状と課題

- ・各家庭での緑化活動は、ガーデニングの定着もあり盛んになっていますが、花と緑の地域づくりの原点は家庭であり、一層盛んになることが期待されます。
- ・花と緑の地域づくりを進めるにあたっては、地域に根ざしたグループ等が推進の役割を担ってきました。今後、これらのグループの後継者を確保することが重要となっています。
- ・65歳以上の人口比率は2016（H28）年現在30.8%に達しており、今後はこうした退職期を迎えたシニア世代が、地域緑化活動の担い手として期待されています。
- ・公共の場の緑化に対して、計画段階から県民参加の機会を設けるとともに、活動の場を提供する必要があります。
- ・県民の自主的な活動をより一層推進する必要があります。

○ 施策の方向

- ・地域や職場等の花と緑のグループが活躍する県民が主役の緑化活動を促進します。
- ・広域的なNPOやボランティアグループ等が、新たに花と緑のまちづくりに参画し、自ら積極的に取り組む活動を促進します。
- ・県の人口構成の最大層にあたる65歳以上のシニア世代が生きがいや楽しみを持って取り組める新しい活躍の場として緑化活動への参画を促すための情報提供を推進します。
- ・花と緑のグループの活動を活性化するため、若い世代への緑化技術の継承、参加を促進します。

○ 施策の概要

①個人の活動の促進

- ・各家庭での緑化活動を活発にするため、地域の花と緑の指導者による花と緑に関する普及啓発を積極的に行います。

②各種グループの活動の促進

- ・自治会や学校等の地域に根ざしたグループの緑化活動に対し、花と緑の指導者による技術指導や情報提供などを行います。
- ・花と緑の銀行は、花と緑の指導者と連携し、子どもから若者、シニア世代までの世代の枠を超えた交流ができるグループ活動を促進し、若い世代の参入、緑化技術の継承を図ります。
- ・花と緑の銀行は、県民主役の活動を促進するため、広域的に活動するNPOやボランティアグループの活動を支援します。
- ・企業や自治会などが県管理道路の一定区間の清掃や緑化活動を行う道路愛護ボランティア制度（*1）を推進します。
- ・花と緑の銀行は、シニア世代が生きがいや楽しみを持って緑化活動に取り組めるよう地域の花と緑の指導者による普及啓発を進めるとともに、シニア世代向けの広報誌等を通じて情報提供や働きかけを進めます。
- ・花と緑の銀行は、基礎知識から応用までを一貫して研修する講座を開催するなどし、花と緑の指導者の養成に努めます。
- ・花と緑の銀行が行う花壇コンクールや表彰制度を通じて優良な事例を紹介するとともに、とりわけ優れた活動や功績に対しては、県や国の表彰へ推薦することで、県民の自主的な活動意欲の向上を図ります。
- ・花と緑の銀行は、活動の低調な地区を対象に1日花壇教室を開催するなど、重点的な取り組みを行い、全県的な緑化活動を推進します。
- ・サクラの保護育成に携わる「さくら守(*2)」や森づくりに携わる地域、団体、企業の活動を支援します。

○ 目標指標

指標名	現況	目標	
	2016 (H28)	2021 (R3)	2026 (R8)
花と緑のグループ等が 育成する花壇数(箇所)	2,874	2,890	2,900
道路愛護ボランティア登 録団体数(団体)	97	102	105
とやまさくら守の養成人 数(人)	72	86	100



さくら守の活動の様子
(富山県中央植物園 富山市)



花と緑のグループ(南砺市 八乙女花壇の管理育成グループ)



道路愛護ボランティア(砺波市)

(*1)道路愛護ボランティア制度

県管理道路において、清掃・美化・緑化作業などのボランティア活動を積極的、継続的に行う意志のある団体または個人を支援する制度(平成29年3月時点登録数97団体、4,658個人)。

(*2)さくら守

本県では、地域の桜の保護・育成に取り組み、「とやまさくら守の会」を組織している。具体的な活動内容は、病害虫の防除、整枝選定、地域住民に対する植栽方法の指導などであり、地域の桜の保全活動の指導的役割を果たしている。

2 花と緑の銀行

○ 施策目標（施策の目指すべき成果）

花と緑の銀行の支援により、花と緑の指導者数を一定レベルに維持するとともに技術の向上を図り、地域の緑化活動が推進されること。

○ 現状と課題

- 花と緑の銀行本店と市町村支店及び地方銀行の役割分担を明確にし、市町村支店を核とした地域緑化が求められています。
- 花と緑のグループ等が中心となった地域に応じた自主的な緑化活動の推進が求められています。
- 県民の緑化活動への関心の高まりを受け、より迅速な双方向の緑化活動に関する情報交換が求められています。
- 地域緑化の推進役である頭取、グリーンキーパーなどの花と緑の指導者の高齢化も見据え、若い世代の育成による地域に見合った人員の確保と一層の技術の向上を図る必要があります。
- 幅広い世代に関心を持ってもらうために、人目に触れる機会の多い場所での緑化活動を進める必要があります。

○ 施策の方向

- 県民の自主的な緑化活動を促進するとともに活動を支援します。
- 花と緑のグループや県民に対して、緑化活動に関する情報交換の場を提供します。
- 地域の緑化推進のリーダーとなる若い世代の花と緑の指導者の確保、育成と技術の向上を図ります。
- 県民の関心が高まるよう、人目に触れる機会の多い場所での緑化活動と情報発信の強化を図ります。

○ 目標指標

指標名	現況	目標	
	2016 (H28)	2021 (R3)	2026 (R8)
花と緑の指導者数(人)	2,176	2,200	2,200

○ 施策の概要

① 花と緑の活動への支援

- 花と緑のグループや県民の自主的な緑化活動を推進するため、花と緑の指導者の適正配置や種苗の提供を行うとともに、地域や学校等の花壇の造成等を支援、推進します。
- 各種研修を通して、幅広い世代（特に若い世代）から花と緑の指導者の確保、育成に努めるとともに緑化技術や活動意識の向上を図ります。
- 花と緑の指導者が自治会や学校、民間企業等の緑化計画について助言を行います。
- 地域緑化の推進役である花と緑の指導者と連携を図りながら、新たな花と緑のグループの発掘や活動拠点の創出、その拠点における花と緑の指導者の確保に努めます。
- 多くの県民や観光客が訪れる場所での緑化活動を集中的に支援することとします。

② 花と緑の普及啓発

- 県民の自主的な緑化活動を促進し、花と緑のある暮らしを推進するため、緑化運動の提唱と参加呼びかけを行います。
- 緑を生かし、周辺の環境と調和した花壇づくり等を銀行だよりや「とやまの地域花壇マップ」、事例集等で紹介します。
- 花と緑のコンクールの開催や表彰制度により、優良な事例を表彰し、模範事例として広く紹介します。また「コンテナガーデンコンテスト」等により、花と緑の指導者の成果状況を県民に広く紹介します。
- 「花とみどり・ふれあいフェア」等により県民へ広く活動を紹介し花と緑の活動への理解と参加を呼びかけます。

③ 情報化の推進

- 幅広い世代に関心を持ってもらえるよう、ホームページやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等のインターネットサービスを活用し、県民に花と緑の栽培方法、花の見ごろ情報、グループの活動状況などの情報発信・交換の場を提供します。



頭取・グリーンキーパーの活動風景（富山市下奥井）

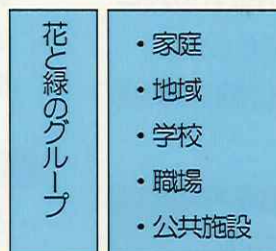
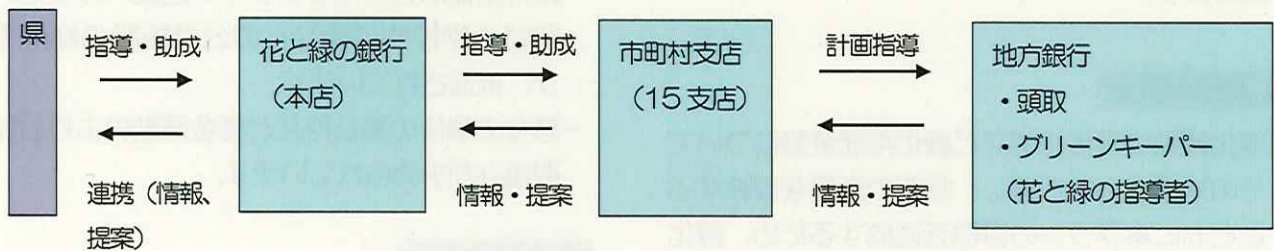


コンテナガーデンコンテスト 優秀賞展示
（フューチャー シティ・ファボーレ 富山市）

～花と緑の銀行のしくみ～

○（公財）花と緑の銀行

置県 90 周年記念事業として、昭和 48 年 5 月 9 日に「花と緑の県づくり運動」の推進母体として設立された、本県独自の組織。



○ 頭取とグリーンキーパー

花と緑の指導者のことである。地域の緑化推進役として、地方銀行ごとに、頭取 1 名、グリーンキーパー数名が委嘱されている。頭取は全般的な指導者として地域の花と緑の計画の策定や住民の緑化意識を高めるための活動などを行い、グリーンキーパーは、頭取と協力のうえ、緑化技術の指導者として活躍している。

- ① 地域の花と緑の計画の策定等
- ② 緑化意識の普及・啓発
- ③ 緑化技術の指導等
- ④ 花と緑のグループの発掘と育成

3 緑花推進県民会議

○ 施策目標（施策の目指すべき成果）

緑花推進県民会議（*3）が県民の代表として機能し、県民主体の緑化施策が推進されること。

○ 現状と課題

- ・ 県民の意見を反映しながら本プランを推進するため、地域緑化の推進母体となる緑化団体、企業等から構成されています。
- ・ 市町村の花と緑の推進組織との連携強化が求められています。

○ 施策の方向

- ・ 広く県民の意見や提言を緑化施策に反映させ、県民が主役の花と緑の地域づくり運動を展開していくため、行政と県民の接点としての機能を高めます。

○ 施策の概要

- ・ 緑化運動や緑化施策など緑化推進全般についてその進捗状況を把握し、県民の意見を反映するとともに本プランの目標を達成するため、緑化事業を総合的に推進します。
- ・ 県民会議の呼びかけによる花と緑のキャンペーン等を実施し、県民の緑化活動を促進します。
- ・ 市町村の緑花推進会議や市町村緑化推進委員会との連携や情報交換を図ります。



富山県緑花推進県民会議（富山市）

（*3）緑花推進県民会議

正式名称は富山県緑花推進県民会議。県民の意見を広く反映しながら、県民主役の花と緑の県づくりを推進するため、県内の緑化団体、教育団体、企業団体等計58団体（平成29年12月時点）で構成される会議。本プランの推進、県民緑化に対する意識の高揚と啓発活動を所掌事務とする。

II 花と緑の推進基盤づくり

1 緑の募金運動

○ 施策目標（施策の目指すべき成果）

「緑の募金（*4）」の活用による緑化事業が推進されること。

○ 現状と課題

- ・ 緑化の普及啓発、森林整備の推進等を目的として、毎年春と秋に、とやま緑化推進機構により「緑の募金」運動が行われています。
- ・ 「緑の募金」を活用して、緑化の普及啓発活動、森林整備などのボランティア活動への支援、市町村の学校や公園などの公共施設の緑化事業が、推進されています。
- ・ 募金の趣旨の普及啓発と募金運動のより広範な取組みが求められています。

○ 施策の方向

- ・ 募金の趣旨の普及を行うとともに、募金運動をより広範囲に行うことによって、「緑の募金」の増額に努めます。

○ 施策の概要

- ・ とやま緑化推進機構等は、マスメディアやインターネット等を利用し、広く県民に「緑の募金」への協力を依頼するとともに、各種団体や企業等に協力を呼びかけます。

（*4）緑の募金

毎年、農林水産大臣の定める期間内に限って緑の募金という名称を用いて行う寄附金の募集であって、その寄附金を森林整備等の推進に用いることを目的とするもの（緑の募金法第2条第2項）。



緑の募金（とやま森と木のフェスタにおいて
（射水市））



緑の募金を用いた植樹活動（富山市）

2 花と緑の推進施設

○ 施策目標（施策の目指すべき成果）

花と緑の推進施設が県民に広く利用され、花と緑の普及啓発が推進されること。

○ 現状と課題

- 花と緑の推進施設である中央植物園、花総合センター、薬用植物指導センターなどにおいて、花と緑の普及や指導が行われています。
- 花や緑に親しみ、学べる身近な施設として、一層のPRをする必要があります。
- 県有施設と市町村施設との間で密接に情報交換を行うなど、連携が求められています。

○ 施策の方向

- 広く花と緑の推進施設をPRし、県民に開かれた施設として、より一層の活用を図ります。
- 施設の特徴を生かして、花と緑の普及啓発事業を展開します。
- 県有施設と市町村施設との連携を密にし、地域緑化を推進します。

○ 施策の概要

①普及啓発の推進

- 花と緑に関する身近な指導、相談、普及の施設として、インターネット等を活用し、各施設のPRをします。
- 中央植物園では、花と緑についての関心を高めるため、「多肉植物の寄せ植えづくり」などの各種講座や企画展示など子どもから若者、シニア世代まで県民に親しまれる催し物を開催します。
- 花総合センターでは、県民に花と緑に親しむ機会を提供するとともに、生産者と連携して総合的な花の情報発信を行います。
- 薬用植物指導センターでは、薬用植物への関心の高まりに対応して、薬用植物の知識の普及啓発や栽培指導を推進します。

②市町村緑化推進施設との連携等

- 地域住民の緑化意識の高揚と花と緑の普及を図るため、県有施設と市町村施設や緑化関係機関との連携を推進します。
- 地域住民と密接に関わりながら、地域の特徴を生かしたフラワーセンター等の市町村緑化施設の充実、整備を促進します。



12 薬用植物指導センターにおける指導の様子（上市町）

3 花と緑の情報の交流

○ 施策目標（施策の目指すべき成果）

インターネットや出版物の活用により情報交流が促進されること。

○ 現状と課題

- ・各推進施設が、花と緑に関する相談に応じるとともに、普及啓発活動を行っています。
- ・インターネットを中心とした、情報技術の急速な進展は、日常生活に大きな影響を与えています。

○ 施策の方向

- ・インターネット等の情報技術を活用して、情報の受発信を行います。
- ・広報紙やパンフレット、マスメディア等様々な広報媒体を活用して幅広い世代に向けた情報の発信に努めます。
- ・モデル花壇の設置等により、具体的な事例を紹介します。



富山県中央植物園ホームページ



とやまの地域花壇マップ

○ 施策の概要

①インターネット等情報技術の活用

- ・中央植物園では、ホームページを中心に、植物公園ネットワークを構成する各植物園の展示内容や行事予定等の情報を提供します。
- ・中央植物園では、収集植物等に関するデータベースを活用し、問い合わせに対する迅速な対応等、県民サービスの向上を図ります。
- ・花と緑の銀行や花総合センターでは、ホームページ上で花や緑に関する Q&A を掲載するとともに、インターネット等による園芸相談を行います。
- ・花と緑の銀行では、県内の花と緑の見ごろ情報や花と緑のグループの活動状況などをホームページで情報提供するとともに、参加型のインターネットサービスを活用した双方向の情報交流を目指します。

②花と緑の出版物の発行など

- ・県、市町村の広報紙や「花と緑の銀行だより」等を通じて、各種の施策等を普及し、緑化活動の活性化を図ります。
- ・県や花と緑の銀行は、緑化関係の副読本や優良事例を紹介したパンフレット等を作成し、地域や学校、職場などでの活用を促進します。
- ・花や緑に親しみながら関心を深めるために、花の名所、さくらの名所、森林浴の森などをガイドブック等でPRします。
- ・花と緑の銀行等は、テレビ、ラジオ等のマスメディアを利用して、花と緑に関する広報を効果的に実施します。

③モデルガーデン等

- ・花総合センター等では、テーマ性のある花壇や提案型のミニ花壇等の整備により、ガーデニングの情報発信を行います。
- ・花と緑の銀行は、「とやまの地域花壇マップ」を通じて、身近な花壇の情報を発信します。

4 公共事業等の緑化導入

○ 施策目標（施策の目指すべき成果）

公共事業等において地域の景観等に配慮した緑化の導入が推進されること。

○ 現状と課題

- 公共施設の緑化は、地域緑化の先導的役割を担い、県民に親しみやすく、うるおいある公共空間を形成するものですが、機能性や経済性が重視され、緑化手法に画一的な面が見られます。
- 限られた予算で公共施設の緑化を効率的に進める必要があります。
- 公共事業等を進めるにあたり、地域の景観や環境づくりの視点から、美しい形状デザインとともにその緑化が求められています。



八丁道

（瑞龍寺前より前田利長墓所へ伸びる、緑が織りなす歴史性のある道。 高岡市）

(*5) 「富山県公共事業の景観づくり指針」

富山県景観条例に基づき、公共事業による先導的、総合的な景観づくりを進めるために、景観づくりに関して留意すべき事項を定めたもの(平成15年10月策定)。

○ 施策の方向

- 県や市町村等の公共事業において、地域の景観等に配慮した緑化の導入を推進します。

○ 施策の概要

- 「富山県公共事業の景観づくり指針(*5)」をもとに、公共事業等における緑化の導入を推進します。



ブルーボール（歩道に街路樹やベンチを設けうるおいある都市景観を形成している。 富山市）



開津橋

（周辺の緑と調和した落ち着いた色彩を用いている。 南砺市）

○ 施策の概要

- ①市町村緑花計画等の策定への支援
 - ・緑化関係機関と連携し、地域性豊かな市町村緑花計画等の策定に協力します。
- ②市町村緑花計画等の推進
 - ・各市町村が地域の自然的、社会的条件等を勘案しつつ創意工夫された市町村緑花計画等に基づき、緑豊かで良好な環境が育まれるよう支援します。

Ⅲ 花と緑の地域計画

1 市町村緑花計画等

○ 施策目標（施策の目指すべき成果）

市町村による緑花計画等の策定が推進されること。

○ 施策の方向

- ・地域住民の声を反映するとともに、地域の自然環境や歴史、文化など、個性を生かした地域性豊かな市町村緑花計画等の策定を促進します。
- ・市町村において策定した緑花計画や緑の基本計画に基づき、地域の実情に応じた施策が講じられるよう支援します。

○ 現状と課題

- ・市町村においては、「市町村緑花計画(*6)」や主として都市計画区域内での緑地の保全、緑化の推進を図るための「緑の基本計画」が策定されています。
- ・富山市、高岡市、滑川市、砺波市において「緑化に関する条例」が制定されています。
- ・社会情勢の変化に対応し、地域の個性を生かした市町村緑花計画等の策定や見直しを行い、地域住民が主役の緑化推進が求められています。

(*6)市町村緑花計画

市町村版の緑化施策や、総合計画の緑化推進の項目。

2 花と緑の協定

○ 施策目標（施策の目指すべき成果）

「花と緑の協定(*7)」による地域の特性に配慮した緑化が推進されること。

○ 現状と課題

- ・「都市緑地法」や市町村の「緑化条例」等に基づき、「花と緑の協定」が締結されています。
- ・花と緑の協定は、緑化による効果のPR不足などの理由から、件数が伸び悩んでいます。

○ 施策の方向

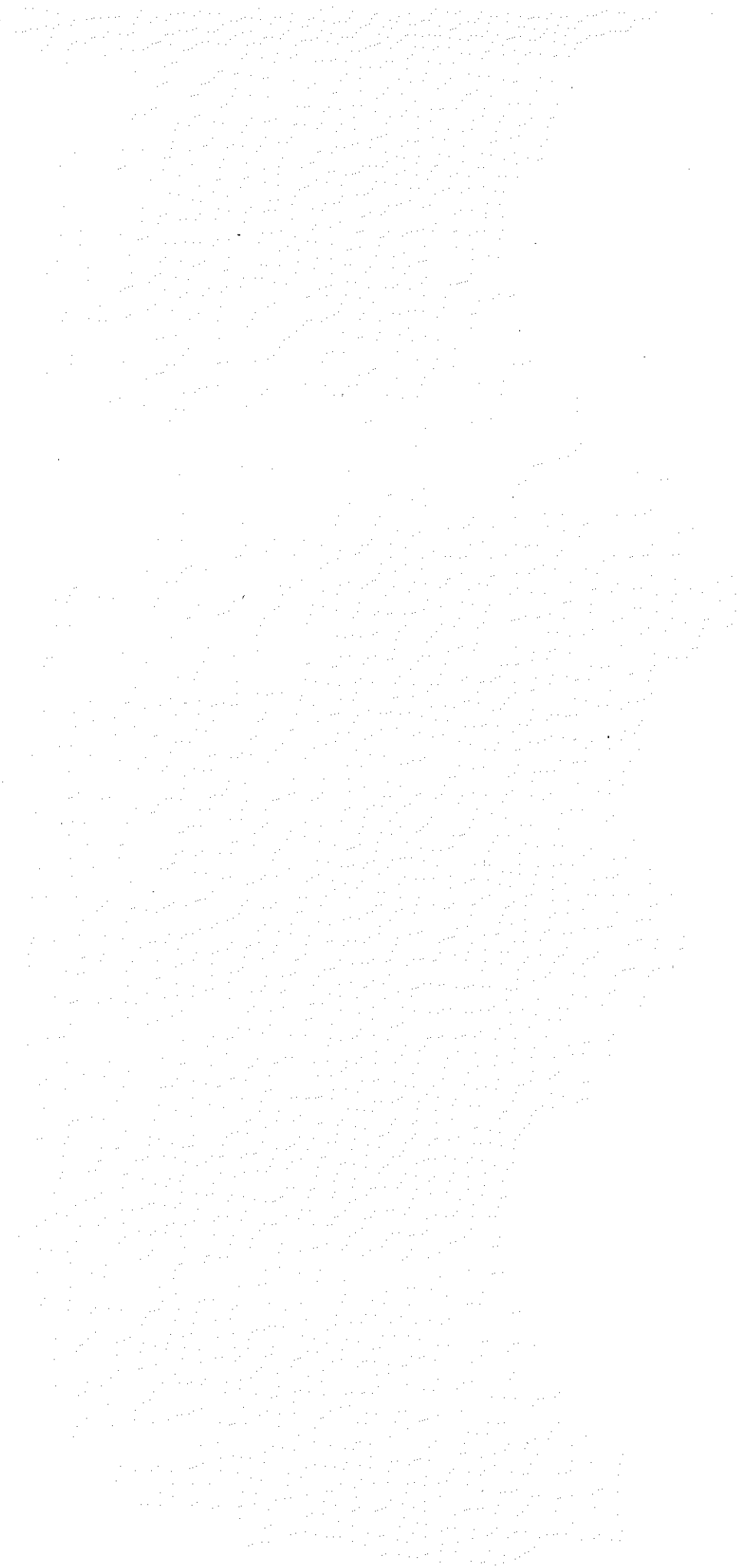
- ・「緑地協定」や「花と緑の協定」の締結に、県民の理解が得られるよう制度のPRに努めます。
- ・住宅地域、工場地域、商業地域、農村地域などでそれぞれの地域の特性に配慮した緑化モデル事業を実施しながら地域住民の合意形成に努めます。

○ 施策の概要

- ・市町村や花と緑の銀行等と連携して具体的事例を活用しながら、「緑地協定」や「花と緑の協定」等の締結を促進します。
- ・花と緑の銀行は、支店活動を通じて住民の合意形成のもと、意欲的な取り組みを行おうとする地域に対し、緑化事業の支援を行います。

(*7)花と緑の協定

①都市緑地法に基づく「緑地協定」②市町村の「緑化条例」に基づいて、町内会や地区単位で市町村との間に締結する「花と緑の協定」などのさまざまな形態の合意形成等を指す。



第2章 花と緑をはぐくむ

I 花と緑の拠点

1 花と緑のシンボル

(1) 植物公園

○ 施策目標（施策の目指すべき成果）

植物公園ネットワークの充実により、全県がひとつの植物園として機能し、県内外の交流が促進されること。

○ 現状と課題

- ・富山県植物公園構想に基づき設置された富山県植物公園ネットワークと、県内各地の植物園施設との連携、相互協力を目的とした富山県植物公園連絡協議会が設置されています。
- ・植物公園ネットワークを構成する施設及び関連施設間で、合同講習会や研修会を開催し、連携強化を図っています。
- ・県民の花と緑に対する多様なニーズに的確に対応できる、各植物園の機能の充実が求められています。
- ・厳しい財政状況の中、植物公園の効率的な運営・管理が求められています。
- ・花総合センターは、施設及び事業の内容や実施方法等を改善し、県民や生産者の参加型施設として、生産者と県民の交流機会や県民が花と緑に親しむ機会の確保を図っています。

○ 施策の方向

- ・中央植物園を中心に県内の優れた植生地や公園等を専門植物園として位置づけ、ネットワーク化することにより、全体として一つの総合的な植物公園の形成を目指します。
- ・中央植物園を核とした日本で唯一の植物公園ネットワークの充実を図るとともに、海外との植物園交流の拠点を目指します。
- ・植物公園ネットワークを構成する施設が連絡を密にして情報の共有化に努めます。
- ・花総合センターは、県民が花と緑に親しんだり、生産者と交流したりする場と機会の提供に努めます。
- ・県内各地の植物公園を知ってもらい、楽しく集

ってもらえるよう取り組みを進めます。

○ 施策の概要

①植物公園ネットワークの充実

- ・植物公園ネットワークの連携を強化し、県内植物公園の利用を促進します。
- ・植物関係施設の植物公園連絡協議会への参加を促し、植物公園ネットワークの充実を図ります。

②情報提供及び普及啓発

- ・中央植物園が中心となり、植物公園ネットワークを構成する専門植物園及び県内植物関係施設の情報提供、普及啓発を行います。
- ・中央植物園では、中央植物園友の会の充実を図るとともに、植物園の行事と調査研究、ハンギング(*1)や花壇の管理等に携わる植物園ボランティアの養成に努めます。
- ・中央植物園では、中国科学院昆明植物研究所やオックスフォード大学植物園・樹木園との交流など、海外との植物園交流の拠点づくりを推進します。
- ・県内各地の植物公園を知ってもらい、楽しく集ってもらえるよう、多様な手段による幅広い世代に向けた広報活動に努めることとします。

③施設整備と維持管理等

- ・専門植物園の目的、事業に応じて、指定管理者制度(*2)などの手法を活用し、植物公園の業務効率化及び柔軟な運営に努めます。
- ・中央植物園では、植物の観察・学習機能・調査・研究機能と公園としての機能を備えた総合的な植物園の管理運営に努めます。
- ・専門植物園は、展示植物の充実や学習・観察の場としての機能の充実を図り、特色ある施設の管理運営に努めます。
- ・花総合センターは、近隣のチューリップ公園や四季彩館との連携を強化するとともに、生産者と県民を結びつける取組みや、県民が花と緑に親しむ機会の提供に関わる機能の充実に努めます。

○ 目標指標

指標名	現況	目標	
	2016 (H28)	2021 (R3)	2026 (R8)
植物公園の箇所数(箇所)	8	現状維持	
植物公園の年間入園者数 (人)	449,490	460,000	471,000

～富山県植物公園ネットワーク～

植物公園は、花と緑の県づくりを進めていくにあたり、県民全てが、植物を学び、植物と人間とのかかわり合いを考え、花と緑に親しみ、憩い、楽しみながら、緑化活動や自然保護の重要性を認識できるシンボル施設として整備するもので、県内各地の「専門植物園」と、核となる「中央植物園」をネットワーク化することにより、全体として、1つの総合的な植物公園を形成するもの。



チューリップ四季彩館
(砺波市)



氷見市海浜植物園
(氷見市)



薬用植物指導センター(上市町)



花総合センター(砺波市)



富山県中央植物園(富山市)



立山町吉峰山野草・ハーブ園(立山町)



県公園 頼成の森
水生植物園(砺波市)



いのくち棧館
(南砺市)



南砺市園芸植物園
(南砺市)



富山県森林研究所樹木園(立山町)

富山県植物公園ネットワーク

※ 〇 を含む施設が
植物公園連絡協議会加盟施設

(*1)ハンギング

ガーデニング手法の一つで、バスケットや吊り鉢、プランター等を天井や壁から吊るし、植物を上や横からの目線で鑑賞できるようにすること。

(*2)指定管理者制度

住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成することを目的とする制度(参照:総務省HP)。

(2) 駅前広場・駅舎、空港

○ 施策目標（施策の目指すべき成果）

県の玄関口である駅、空港周辺において、花と緑あふれる空間が整備されること。

○ 現状と課題

- ・交通機能を十分確保しながら、まちの玄関にふさわしいボリュームがあり、シンボルとなるような緑化が求められています。
- ・駅構内やプラットホームには、プランター、花鉢等による緑化が進められていますが、県下全域に普及するよう、引き続き推進する必要があります。
- ・空港では、四季折々の草花で植栽されている「花だより花壇(*3)」を整備するとともに、プランターや花鉢等を配置して、県外からの乗降客に花と緑の富山県をアピールしています。
- ・富山空港を中心にした空港スポーツ緑地が、空港周辺の土地利用形態と、調和のとれた良好な空間を創出しています。

○ 施策の方向

- ・駅前広場が、うるおいある地域の顔となるよう、シンボルとなる花壇の設置や樹木の植栽など個性豊かな緑化を推進します。
- ・花と緑があふれるまちを効果的に印象づけるため、人々が行き交う交流の拠点にふさわしい緑化を推進します。
- ・空港の国際化及び利用客の増加に対応し、より一層、花と緑の富山県をアピールするために、シンボルゾーンや構内道路の緑化を推進します。



富山空港 花だより花壇（富山市）

○ 施策の概要

①駅前広場・駅舎

- ・3箇所の新幹線駅前広場は、本県の玄関口にふさわしい、地域の原風景を活かした花と緑あふれる安らぎと潤いのある空間となるよう整備に努めます。
- ・街路事業等で駅前広場整備において、まちのシンボルにふさわしい地域の個性を生かした花壇やボリューム感のある緑の整備を促進します。
- ・車両誘導灯や安全灯などの交通処理施設や歩道においては、それぞれの機能と適合した緑化を促進します。
- ・市町村の木、花木、花を活用し、地域のシンボルとなるような緑化を促進します。
- ・駅のコンコース等において、関係機関の協力を得ながら、花鉢等を展示してもらい、花と緑のふれあいの場の創出を促進します。
- ・駅前の緑化空間を地域住民のうるおいとふれあいの場として育むため、その整備に地域住民の意見を取り入れるとともに、維持管理についても参加協力への意識の高揚に努めます。

②空港

- ・空からの眺望を考慮し、富山県の空の玄関にふさわしく、また立山連峰の景観を生かした緑化を推進します。
- ・限られたスペースでの質の高い緑化を図るため、「花だより花壇」やプランター等の充実を図ります。
- ・各種施設の拡張にあたっては、緑化の推進に努めます。
- ・空港へのアクセス道路について、花と緑の沿道景観を創出するため、地域住民とともに緑化を推進します。

(*3)花だより花壇

季節に応じて花の植え替えが行われ、富山の四季を表現している。富山空港に配置されている。

(3) 港湾

○ 施策目標（施策の目指すべき成果）

港湾環境と調和のとれた花と緑あふれる施設が整備されること。

○ 現状と課題

- ・伏木港、富山新港、富山港、魚津港などで65haの緑地が整備済みです。
- ・港湾へのアクセスが容易になったことや、海洋レクリエーションへの関心の高まり等から、多くの人々が訪れるようになっていきます。今後も周辺の整備にあわせた、緑地の整備が求められています。

○ 施策の方向

- ・港湾で活動する人々や訪れる人々にとって快適な空間を形成し、海や隣接する市街地などの環境を保全するとともに、港湾環境と調和のとれた景観となるよう施設整備を図ります。
- ・人、物、情報の総合的な交流の場となるよう、親水性や文化性が豊かで、緑の多い施設整備を推進します。

○ 施策の概要

- ・伏木地区においては、豊かな自然性、歴史性、港の景観要素を活かした整備を推進します。
- ・新湊地区においては、水と緑を生かした環日本海交流の拠点づくりをめざし、富山新港東西埋立地の緑地整備を推進します。
- ・富山地区においては、水と緑、および運河の景観要素を活かした富岩・住友運河の再整備を推進します。
- ・魚津港においては、蜃気楼が展望できる場、散策等憩いの場として緑地整備を推進します。
- ・「県民公園新港の森」などの緩衝緑地の機能維持を図ります。

○ 目標指標

指標名	現況	目標	
	2016 (H28)	2021 (R3)	2026 (R8)
港湾緑地面積 (ha)	65	68	70



富岩運河緑地(富山市)



県民公園新港の森(射水市)



万葉ふ頭緑地(高岡市)

2 公園

(1) 都市公園

○ 施策目標（施策の目指すべき成果）

都市公園が都市における県民の多様なニーズに対応した花と緑の拠点として整備されること。

○ 現状と課題

- ・都市計画区域(*4)内人口1人あたりの公園面積は、平成28年度末で15.3㎡あり、全国平均10.3㎡を大きく上回っていますが、今後も、計画的な整備を進める必要があります。
- ・災害に強いまちづくり、少子・高齢社会、ヒートアイランド現象などに対応するため、都市公園の機能充実と整備の推進が求められています。

○ 施策の方向

- ・都市における緑の拠点として、また、県民が憩い、やすらぎ、楽しむ場として、スポーツ、レクリエーション活動や創造的文化活動、自然とのふれあい活動等を幅広く利活用できるよう、公園の機能の充実と向上を図ります。
- ・県民の多様なニーズに応えるとともに、地域の自然や歴史・文化を活かした公園づくりなど、多様な公園整備を図ります。

○ 施策の概要

- ・安全で楽しい子どもの「遊び・学び」拠点となる花と緑があふれる公園を整備します。
- ・防災公園を積極的に整備するとともに、緑化により延焼防止機能の向上を図ります。
- ・都市の整備・再生と合わせ、都市内に必要な緑の確保を図ります。
- ・指定管理者制度を有効に活用し、新たな公園活用を目指します。

○ 目標指標

指標名	現況	目標	
	2016 (H28)	2021 (R3)	2026 (R8)
都市公園の面積 (ha)	1,618	1,638	1,661



富岩運河環水公園（富山市）

(*4) 都市計画区域

市又は人口、就業者数その他の事項が政令で定める要件に該当する町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量その他国土交通省令で定める事項に関する現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域として都道府県に指定されたもの（参照：都市計画法第5条1項）。

(2) ポケットパーク

○ 施策目標（施策の目指すべき成果）

人々が休息し、ふれあう場として気軽に利用できる花と緑の小空間が整備されること。

○ 現状と課題

- ・市街地においては、花と緑のポイントとして活用できるスペースの確保に努め、歩行者など道路利用者の憩いの場、ふれあいの場として整備しています。
- ・身近な小公園としての機能の発揮が期待できます。

○ 施策の方向

- ・小規模でも、地域の人々の創意と工夫が凝らされ、人々が休息し、ふれあう場として気軽に利用できるよう、親しみのある花と緑の小空間として整備します。

○ 施策の概要

- ・道路事業等に併せ、沿道の景観と調和した花と緑の小空間の確保に努めます。
- ・地域住民の参画により、市街地の交差点や歩道において、草花や低木等を生かして特色あるまちかどづくりを推進します。
- ・維持管理は、道路愛護ボランティア制度など、地元自治会等の協力を得るとともに、住民の緑化活動の場としても活用します。
- ・コンクールの実施などにより、優良な事例の紹介と緑化意識の高揚を図ります。



ポケットパーク（富山市）

(3) 農村公園

○ 施策目標（施策の目指すべき成果）

整備された農村公園の花と緑が維持管理され、地域住民のふれあいの場として活用されること。

○ 現状と課題

- ・都市化や混住化に対応して、農村の生活環境の整備が進められ、農村公園が整備されています。
- ・農村には、地域住民が気軽に利用できるふれあいの場としての広場が少ない状況です。
- ・ほ場整備などにより生産性が向上した反面、田園風景が画一化しています。

○ 施策の方向

- ・農村公園を活動拠点とした住民活動を推進し、地域ぐるみの緑化を進め、うるおいと活力ある農村を目指します。

○ 施策の概要

- ・地域住民の協力を得て、公園の維持管理を行えるように、市町村とともに協力体制づくりと緑化運動を推進します。



農村公園（仁歩ほたるの里 富山市八尾町）

(4) さくらの名所・文化財公園・観光地等

○ 施策目標（施策の目指すべき成果）

さくらの名所をはじめとした観光拠点が整備され、本県の花と緑の魅力が県内外に発信されること。

○ 現状と課題

- 新幹線が開業し、より一層本県魅力をPRする新たな観光拠点が求められています。
- 「富山さくらの名所(*5)」は70箇所が、また、「とやま花の名所(*6)」は51箇所が県内各地に指定されています。
- 文化財として指定を受けた記念物は、その保存とともに地域の歴史や文化を学び、楽しく憩うことのできる環境整備が求められています。

○ 施策の方向

- 本県の特徴ある桜を活用した観光振興に繋がる花と緑の拠点づくりを推進します。
- 地域の歴史や文化、花にふれあい憩う場所の保護と整備をすすめ、広く県内外に紹介し、利活用を促進します。
- 外国人旅行客も含めた観光客が気持ちよく旅をすることができるように、花と緑あふれる観光地の整備を推進します。

○ 目標指標

指標名	現況	目標	
	2016 (H28)	2021 (R3)	2026 (R8)
文化財公園の箇所数 (箇所)	23	26	28



富山さくらの名所（富山県中央植物園 富山市）

○ 施策の概要

- 「富山さくらの名所」については、地元の保存会やさくら守が中心となって、富山らしいさくらの名所となるよう充実を図り、新たな観光拠点として県内外に発信します。
- 「とやま花の名所」については、適切な維持管理の徹底により施設の充実を図ります。
- 花と緑の銀行は、新幹線開業等で観光客の増加が見込まれる観光拠点において、「おもてなしフラワー事業」等により花と緑あふれる空間づくりを推進します。
- 文化財公園(*7)については、学習の場、憩いの場として史跡等の整備を進めるとともに、文化財を取り巻く周辺環境の一体的な保護を図りながら環境整備を推進します。
- さくらの名所や花の名所、文化財公園については、多くの人に訪れてもらうために、パンフレットや新聞等を活用するほか、参加型のインターネットサービス等を用いて、リアルタイムな花の見ごろ情報の提供、交流ができるシステムを導入し、季節ごとの花と緑の情報発信に努めます。

(*5) 富山さくらの名所

本県の桜に憩い親しむ見所として、「舟川べり（朝日町）」「松川べり（富山市）」「高岡古城公園（高岡市）」など県内の70箇所が選定されている。

(*6) とやま花の名所

紅葉、桜、ツツジ、シャクナゲなど県内の「花」に憩い親しむ見所として、「あさひ城山公園（朝日町）」「富山市民俗民芸村（富山市）」など51箇所が選定されている。

(*7) 文化財公園

史跡、名勝等の積極的な活用を図った公園等



文化財公園（松倉城跡 魚津市）

3 学校等

(1) 幼稚園・保育所

○ 施策目標（施策の目指すべき成果）

花と緑の体験学習の場として幼稚園・保育所が整備されること。

○ 現状と課題

- ・平成 29 年度現在、幼稚園は 57 園、保育所は 220 園、幼保連携型認定こども園は 79 園あります。
- ・園児だけでは、花の育成、維持管理が困難なため、教職員や保育士の日常的作業のほか保護者や地域住民の協力が求められています。
- ・幼児期から、学習や遊びの中で花や緑に親しみながら、生き物を慈しむ心を育てることが大切です。

○ 施策の方向

- ・花や緑に接する体験ができる場所として、幼児のための優しい緑化環境の整備を促進するとともに、地域の緑化推進の拠点を目指します。



社会福祉法人浦山学園福祉会 小杉西部保育園
(射水市)

○ 施策の概要

- ・木登りや花摘みなど、園庭でも自然の花や緑で遊べるような緑化を促進します。
- ・アニメマンガのキャラクターをかたどった花壇など、園児が興味をもつようなユニークな緑化を促進します。
- ・私立幼稚園においては、私立幼稚園教育環境整備事業等で、花壇整備等の緑化推進を支援します。
- ・花と緑の銀行は、四季を通じた園内緑化と花と緑への関心を高めるために、「チューリップの学級づくり」や入園・卒園期等に合わせた記念植樹を促進します。
- ・緑化活動を通して、園児と保護者や地域住民との交流を促進します。
- ・保護者を含めた地域住民による花壇等の維持管理を促進するため、花と緑の銀行は、グリーンキーパーによる巡回指導などで支援します。
- ・園児が花と緑について楽しく学べるよう、紙芝居や人形劇、視聴覚機材を活用した普及啓発活動を促進します。
- ・花と緑の銀行等は、花壇コンクールの実施や表彰制度などにより優良な事例を紹介します。



学校法人富山育英学園 入善幼稚園花壇
(入善町)

(2) 小学校・中学校

○ 施策目標（施策の目指すべき成果）

自然環境・緑化意識の醸成の場として、また地域の花と緑の交流拠点として整備されること。

○ 現状と課題

- ・平成 29 年度現在、中学校は 82 校、小学校 193 校あり、それぞれ地域の拠点といえる場所にあります。
- ・ほとんどの学校には、花壇が設置されており、生徒の朝の活動時間や委員会活動によって維持管理が行われています。
- ・花壇づくりや樹木の維持管理に必要な資材や人員の確保に苦慮しています。
- ・少年期において情操を高め、自然や環境、緑化への意識を高めるため、学習や遊びの中で、花や緑とふれあえる学校緑化が求められています。

○ 施策の方向

- ・児童生徒の良好な学習環境づくりとしての緑化を進めるとともに、地域の緑化推進の拠点を目指します。

○ 目標指標

指標名	現況	目標	
	2016 (H28)	2021 (R3)	2026 (R8)
小中学校の緑地面積 (ha)	54	現状維持	



富山市立大久保小学校花壇（富山市）

○ 施策の概要

- ・児童生徒による花壇の植栽計画や維持管理など自主的な活動を促進するとともに、花や緑と身近にふれあうことができる学校緑化を促進します。
- ・学習環境の維持と砂塵の飛散防止のため、敷地周辺の緩衝緑地の整備や地被植物の活用等を促進します。
- ・花と緑の銀行は、四季を通じた校内緑化と花と緑への関心を高めるため、「チューリップの学級づくり」や入学、卒業時の記念植樹などを促進します。
- ・学校が地域住民の交流拠点として利用されるよう、花と緑でうるおいのある環境づくりを促進します。
- ・花と緑の銀行は、花壇等の維持管理について、花と緑のグループや地域住民の協力を得られるよう、グリーンキーパー等による取り組みを推進します。
- ・花と緑の銀行等は、花壇コンクールの実施や表彰制度などにより優良な学校を拠点施設として紹介し、地域緑化の意識を高めます。



射水市立塚原小学校花壇（射水市）

(3) 高等学校等

○ 施策目標（施策の目指すべき成果）

周辺環境を考慮した緑化計画により、地域社会も含めた環境づくりが推進されること。

○ 現状と課題

- 平成 29 年度現在、県立学校の緑化面積は、55ha であり、約 2 割の緑化面積率を維持しています。
- 緑化面積のほとんどは、低木や芝生による平面的緑地であり、今後は、計画的な樹種の選定・植栽により緑陰をつくるなど、立体的でうるおいある学校環境づくりを進める必要があります。
- 学校施設は他の公共施設に比べ敷地面積が大きく、また、設置箇所も多いことから地域社会にも広く影響を及ぼしているため、学校の緑化計画は、周辺地域への関連を考慮のうえ、学校全体を総合的に計画する必要があります。
- 病害虫防除や落ち葉の清掃、樹木の手入れ・刈り込み及び雪害対策など、維持管理を充実する必要があります。

○ 施策の方向

- 学校敷地の適正かつ計画的な緑化と、維持管理の充実に努めます。
- 憩いとうるおいに満ち、緑によるいやし効果の高い学校環境づくりのために、地域や学校の特色を生かした質の高い緑化を推進します。

○ 目標指標

指標名	現況	目標	
	2016 (H28)	2021 (R3)	2026 (R8)
県立学校の緑地面積 (ha)	55	現状維持	

○ 施策の概要

① 学校敷地の緑地整備

- 校舎等の改築、改修及びグラウンド改修に合わせて、地被植物の活用、緑陰をつくるための立体的な植栽や周辺の植栽等の緑化を推進します。
- 学校緑化計画を見直し、学校敷地の有効な活用を推進します。
- グラウンド周辺の緑化により、砂塵の飛散や土砂の流出の防止に努めます。
- 学校敷地周辺の生け垣設置や駐車場等の緑化を推進します。

② 維持管理体制の充実

- 校庭の樹木の維持管理体制を充実し、美しい緑化を推進します。
- 簡易な維持管理の知識や技術の提供等により、生徒と教職員による自主的な維持管理を促進します。
- 大学、専修学校などに対しては、緑化の普及啓発と緑化技術の情報提供などにより、緑化環境の整備を促進します。



富山県立砺波高等学校（砺波市）

4 公共施設

○ 施策目標（施策の目指すべき成果）

県民が憩い集う花と緑の拠点として公共施設が整備されること。

○ 現状と課題

- ・庁舎、文化会館、体育館、病院などの公共施設は、県民サービスの場であるとともに、花と緑の拠点として、うるおいとやすらぎのある環境づくりが求められています。
- ・既存の施設では、限られた敷地内において緑化面積を増やすための創意工夫が必要です。

○ 施策の方向

- ・地域に開かれた明るく親しみのある公共施設として、施設の特性及び設置場所を考慮しながら、施設デザインや周辺環境と調和した、質の高い花と緑にするため、植栽や適正な維持管理に努めます。
- ・公共施設の緑化については、ボランティアの協力を得るなど、県民参加による維持管理を促進し、緑化や文化面での交流拠点づくりを推進します。



富山県美術館（富山市）
平成29年8月26日開館

○ 施策の概要

①庁舎等

- ・緑化のモデル施設として、地域の特徴を生かした樹種、草花を屋上庭園に植栽するなど創意工夫して、緑化を推進します。
- ・庁舎ロビーや廊下等は、鉢植えやプランターなどを活用し、うるおいのある施設づくりを推進します。
- ・樹木や草花の維持管理に関する情報を提供し、施設管理者や職員の緑化意識の高揚を図ります。

②社会教育施設

- ・建物の意匠や周辺環境との調和を図りながら、地域の文化の拠点としての雰囲気づくりの面からも、質の高い緑化を推進します。
- ・住民に身近な公民館などにおいては、地域に親しまれる緑化を進めるとともに、緑化活動の場所としての活用を促進します。

③体育施設

- ・一人ひとりの目的・好みに応じてスポーツを楽しめる環境をつくるため、花や緑にあふれた環境の中で、スポーツや健康づくりなどの交流ができる施設づくりを推進します。
- ・選手や観客等がともに憩い安らぐことができるよう、創意工夫により限られたスペースを有効に活用して、館内外の緑化に努めるとともに既設の植栽帯の適正な維持管理に努めます。

○ 目標指標

指標名	現況	目標	
	2016 (H28)	2021 (R3)	2026 (R8)
公共施設の緑地面積割合 (ha)	20%以上	現状維持	

④社会福祉・医療施設

- ・入所者等にとって、心身ともに回復できる憩いとやすらぎのある快適な環境であるとともに、地域に開かれた明るく親しみのある施設づくりをめざし、景観や環境に配慮した緑化を推進します。
- ・リハビリテーション効果を高め、早期の社会復帰を促すため、緑の小路や築山、花壇、ベンチなどを配置した緑地や庭園を設けるなど、親しみある緑化を推進します。
- ・入所者が、花と緑にふれあい親しみ、花と緑のいやしの効果が活用できるよう、ボランティア団体との連携と協力も得ながら緑化活動を促進します。
- ・施設の機能に配慮しながら、待合室、廊下などに花鉢や観葉植物を設置するなど、施設内にうるおいとやすらぎのある空間を創出します。

⑤衛生施設

- ・緩衝緑地帯の適正な維持管理を図るとともに、周辺の景観と調和するように整備を推進します。
- ・浄化センターの施設整備にあたっては、その周辺に花と緑を活用した公園、芝生広場等の整備を推進します。

⑥県営住宅

- ・快適でゆとりのある居住環境を創出するために、地域の特徴を生かし、植栽帯を適正に維持管理するなど、緑豊かな団地づくりを推進します。
- ・入居者が花と緑に親しみ安らぎを感じられるよう、接地型の1階住戸専用の庭や、住棟内に設けられた植栽のできるオープンスペースにおける、入居者の自主的な緑化活動を推進します。

5 家庭

○ 施策目標（施策の目指すべき成果）

各家庭での緑化活動が活発に行われ、地域の緑化活動の原動力となること。

○ 現状と課題

- ・持ち家率、住宅敷地面積、住宅延べ面積などが全国でトップクラスであるなど、全国的にも優れた居住水準を有しています。
- ・緑化意識の高まりやガーデニングの定着もあり、自宅前やベランダに花壇やプランター、花鉢などを設置している家庭が多いなど、緑化活動は活発になっています。
- ・単身世帯が増加しており、単身者が個人でも取り組みやすい緑化活動が求められています。
- ・家庭での緑化活動が盛んになっていることから、緑化情報の提供などソフト面の支援が求められています。

○ 施策の方向

- ・家庭の緑化は、花と緑の地域づくりをすすめるうえでの原点であることから、自発的な緑化活動を促進するために積極的な普及啓発や支援を行います。
- ・個人が気軽に楽しめる緑化活動の普及に努めます。



家庭の緑化（富山市）

○ 施策の概要

- ・個人住宅の庭やベランダなども地域の重要な緑化空間と位置づけ、居住者だけでなく道行く人も楽しめるような花づくりや生け垣の高さを工夫するなど、花と緑の協定等により家庭緑化を促進します。
- ・やすらぎとうるおいある空間を演出するため、室内にも切り花や花鉢を飾るなど、花と緑のある生活を促進します。
- ・県民の自主的な活動をより一層促進するため、「通りに一鉢、窓辺に花を」「冬にも花のある暮らし」など、具体的な緑化運動を展開します。
- ・個人でも気軽に始められる「ベランダ緑化」「プランター栽培」などの簡素な緑化活動を促進します。
- ・花と緑の銀行等は、家庭の花壇コンクールの実施やテレビ、ラジオ、広報誌、パンフレット、緑化イベントなどを通して、優れたアイデアやユニークな事例を紹介することにより、緑化活動を促進します。
- ・花と緑の銀行等は、県民がいつでも気軽に花と緑の情報や園芸指導が得られるよう、各種の広報やインターネットによる情報の発信、相談窓口の充実、花と緑の指導者の活動の充実により、各家庭の花と緑のある生活づくりを支援します。



家庭の緑化（砺波市）

6 民間施設等

(1) 工場

○ 施策目標（施策の目指すべき成果）

工場敷地及びその周辺において、地域環境と調和した緑地が整備されること。

○ 現状と課題

- ・平成28年度現在、県内の特定工場の緑化面積は約586haです。
- ・工場立地法により、特定工場については、新增設をする場合、敷地面積に対して原則20%以上の緑地を確保することとされています。
- ・非特定工場や既存工場についても地域環境との融和の観点から、自主努力による工場敷地の緑化が求められています。
- ・工場周辺の地域環境との調和や工場における就労環境改善のための緑化が求められています。

○ 施策の方向

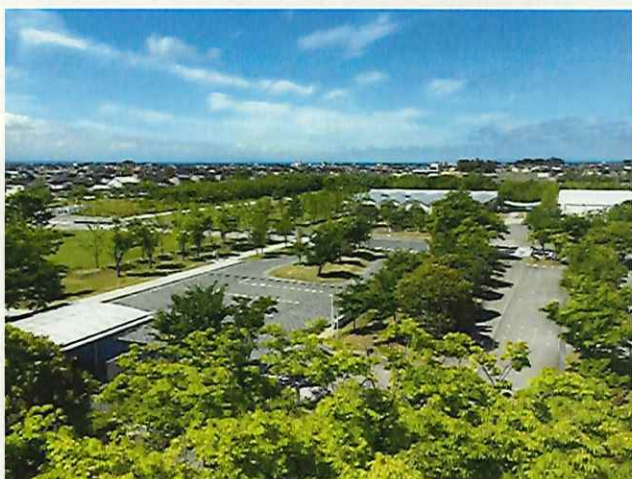
- ・緑化に関して、企業間の情報交換や市町村担当課との研修会の機会を設け、緑化意識の高揚や技術の向上を図ります。
- ・地域の環境と調和し、エコロジーにも配慮した緑化手法により、野鳥なども生息するようなインダストリアルパーク（工場公園）の創出を図ります。

○ 目標指標

指標名	現況	目標	
	2016 (H28)	2021 (R3)	2026 (R8)
工場の緑地面積 (ha)	586	599	611

○ 施策の概要

- 企業の緑化担当者や市町村担当者などを対象に、工場立地法に基づく工場緑化について指導・助言し、工場緑化の普及を推進します。
- 地域と調和した緑化を進めるため、環境に適合した樹種や市町村の木・花木の植栽など、適切な緑化計画の策定や花と緑の協定の締結を促進します。
- 複数の工場が集中している工業集合地の緑地の設置について、周辺地域の生活環境と調和するよう、効果的な緑地の整備を促進します。
- 経済産業省、(一財)日本緑化センター等の表彰制度により緑化優良工場を表彰し、緑化意識の高揚を図ります。
- 「富山県企業立地助成金」や、「中小企業向け制度融資」等の活用により、緑地を設置しようとする工場や工業団地に対し支援します。



YKK (株) 黒部事業所 (黒部市)

(2) 商業集積地・ビル等

○ 施策目標 (施策の目指すべき成果)

商店街において、まちの顔として魅力ある空間が整備され、地域全体として緑化の取組が行われること。また、ビルにおいては、屋上緑化や壁面緑化等によりうるおいのある街並みづくりが推進されること。

○ 現状と課題

- まちなかの商業集積地・ビル等では、緑化の取組みが少ないことから、まちの顔としての魅力ある空間の創造のため、花と緑の活用が求められています。
- 中心市街地では、経済効率の観点から土地の高度利用や細分化が進んでいますが、近年、全体的な景観やアメニティへの配慮がなされており、緑化スペースの確保も進められています。
- 車社会の進展などによる消費者の行動形態の変化などに伴い、店舗の郊外立地、大型化が進んでおり、屋外景観やアメニティへの配慮が求められています。
- ビルの敷地や屋上、壁面には緑が少なく、人工的構造物にありがちな硬いイメージを与えており、花や緑を取り入れたうるおいある街並みづくりが求められています。
- 遊休地は、地域における緑化活動の場として活用されるなど、環境美化運動とも連携した対応が求められています。
- 遊休地の活用にあたっては、土地所有者の理解と協力が必要であり、所有者、地域住民、行政などの関係者の合意形成が必要です。

○ 施策の方向

- 花と緑を生かし、まち歩きを楽しめる、快適でうるおいのある商店街づくりを促進します。
- 花と緑の協定やまちづくり協定、商店街協約などを制定することにより、まちぐるみで取り組む緑化を促進します。
- うるおいあるオープンスペースを確保するため、都市づくりと連携したビル緑化を促進し、花と緑による美しい都市景観の形成を図ります。
- 遊休地については、花と緑の空間として活用ができるということを普及し、土地所有者、地域住民、関係機関との協議のもとで、適正な管理と緑化の推進について理解を求めます。



砺波駅前商店街における緑化（砺波市）



総曲輪フェリオにおける緑化（富山市）

○ 施策の概要

- 花と緑の協定や緑化モデル地区の設定などにより、まちづくりの観点で商業者と非商業者が協同して取り組む緑化運動を支援します。
- アーケードの支柱、店先空間を活用したプランターの配置、パティオ(*8)やポケットパークの整備など、快適さに富んだ歩いて楽しいまちづくりを支援します。
- 人の滞留を促す工夫ある街路樹の配置など、花と緑に対する意識啓発や指導を行います。
- 郊外などの新たな商業集積の展開にあたっては、緑地帯の確保や敷地内の植栽など、周辺の街並みづくりとの調和を図ります。
- 花と緑の銀行等は、優良な商店街の緑化事例をインターネットやパンフレット等により紹介するとともに、コンクールや表彰により、意識の啓発を図ります。
- 市街地再開発事業などの都市づくりと連携した緑化を促進します。
- 景観条例に基づく大規模行為の届出制度により、緑化に努めます。
- うるおいある景観をつくとともにヒートアイランド現象を和らげるために、ベランダや壁面、屋上等のビル緑化を促進します。
- 遊休地等が地域緑化にも活用できるスペースであるという認識を広めるために、市町村や花と緑の銀行、関係機関と連携・協力して所有者や地域住民の意識の啓発に努めます。
- 周辺環境の景観を損なわないよう、所有者等の自主的な緑化を促進するため、意識の啓発を図ります。

(*8)パティオ
南欧風の、塀に囲まれた中庭

II 花と緑のベルト

1 みち

(1) 国道・県道・市町村道・サイクリングロード

○ 施策目標（施策の目指すべき成果）

道路景観が花と緑にあふれ、快適で親しみのもてる街路空間として、整備、維持管理されること。

○ 現状と課題

- ・県管理道路では、歩道、中央分離帯を中心に緑化を進めており、緑化延長は平成 28 年度末で、241km です。
- ・緑あふれる道路景観は、日常生活にうるおいを与える重要な要素であり、地域の特色を生かし、景観や快適性を重視した整備と適切な維持管理が求められています。
- ・街路樹の成長、繁茂により信号や標識が見えにくくなることがあり、交通安全上の配慮が求められています。
- ・市町村道は幅員の狭い道路が多く、緑化スペースが少ない状況です。

○ 施策の方向

- ・都市における環境の向上を目指し、住民の憩いの場、コミュニケーションの場として快適で親しみのもてる街路空間を形成します。
- ・道路の緑化にあたっては、地域住民の理解と協力を得て推進します。
- ・市町村道では、地域の緑化計画に基づき、地域の歴史、文化、自然を生かした道路緑化を促進します。

○ 施策の概要

- ・「道路愛護ボランティア制度」や花と緑の銀行事業等の活用により、地域住民と行政等の連携、協力を図り、花と緑による景観や快適性を重視した道路緑化を推進します。
- ・地域の特性を生かした、魅力あるまちづくりを推進するため、シンボルロードの整備を推進します。
- ・維持管理については、地域密着型のふれあいの場として活用を図るため、地域住民の意見を取り入れるとともに、住民の参加協力への意識の高揚に努めるなど、地域と行政が連携、協力して推進します。
- ・街路樹により、交差点等での車、人、信号や標識が見えにくくなることのないよう、植栽樹種の選定に配慮するとともに、剪定等の適切な維持管理を行います。

○ 目標指標

指標名	現況	目標	
	2016 (H28)	2021 (R3)	2026 (R8)
県管理道路の緑化延長 (km)	241	250	260



道路緑化（富山市）

(2) 農道

○ 施策目標（施策の目指すべき成果）

農道沿線の緑化が農村の生活環境の向上に寄与し、維持管理されること。

○ 現状と課題

- ・農道は、農産物流通の効率化を図るために整備されていますが、生活道としての役割も担っており、農村の景観に配慮した沿道緑化が求められています。

○ 施策の方向

- ・農村の生活環境の向上を図るため、地域ごとの特色ある農村文化の継承や景観に配慮した農道の緑化に努めます。

○ 施策の概要

- ・路肩やのり面の地被植物の植栽等、地域住民の自主的な維持管理が促進されるよう、市町村とともに協力体制づくりに取り組み、緑化活動を支援します。



ラベンダーを使った農道緑化（南砺市）

2 水辺

(1) 河川・ダムなど

○ 施策目標（施策の目指すべき成果）

うるおいとやすらぎのある空間として、周辺の景観や自然生態系に配慮した河川及びダム周辺の環境整備を推進されること。

○ 現状と課題

- ・雨水排水などを目的とする都市水路は、三面コンクリート水路や暗渠などが中心で、住民が水と親しみにくい構造となっています。
- ・河川、ダムの整備においては、治水・利水機能に加え、その周辺の多様な自然環境や水辺空間がうるおいのある生活の舞台としての役割を期待されています。
- ・水辺は、水と緑の貴重なオープンスペースとして、生活にうるおいとやすらぎをあたえるとともに、地域の景観形成や余暇の有効利用に重要な役割を果たすことから、水辺の環境整備が求められています。

○ 施策の方向

- ・うるおいとやすらぎのある空間として、周辺の景観や自然生態系に配慮した河川及びダム周辺の環境整備を推進します。
- ・良好な水環境の維持・回復など、都市水路に求められている新たな役割を積極的に果たします。

○ 施策の概要

①河川

- ・河川改修事業により、地域の特性や緑化に配慮した護岸を整備するとともに、生物の生息・生育環境や自然環境に配慮した多自然川づくりを推進します。
- ・地域の魅力を活かした水と緑あふれる水辺空間の形成を図ります。
- ・河川敷を花壇づくりなどの緑化活動の場として開放し、地域の緑化、美化の一助とすると

もに、よりいっそう地域の河川に愛着心を持ち親んでもらうため、「ふるさとリバーボランティア支援制度(*9)」を活用し、地域の住民や団体が行うさまざまな河川愛護ボランティア活動を積極的に支援します。

②都市水路

・「新世代下水道支援事業制度(*10)」により、市街地を流れる公共下水道雨水渠や都市下水路等の整備にあたっては、まちなかの緑豊かなせせらぎを復活するため、水路周辺の植栽・芝張りを行うとともに、遊歩道や親水護岸等の整備を促進します。

③ダム

・境川ダム、朝日小川ダム、大谷ダムなど、水と緑に恵まれた空間を活かして、人々が交流したり、憩えるような施設を整備した箇所について、地元市町村と連携し、適正な維持管理に努めます。

(*9) ふるさとリバーボランティア支援制度

本県が管理する河川および県内の海岸において、地域住民、団体が行う美化及び愛護活動(稚魚の放流等)に対して支援や表彰を行うもの。

(*10) 新世代下水道支援事業制度

下水道に従来の排水処理以外の役割をさせることを意図した国土交通省の事業。具体的には、下水処理水の再利用、下水処理水の熱やバイオマスの有効活用、そうした取り組みを行う自治体への支援が挙げられる。

(2) 農業用排水路など

○ 施策目標(施策の目指すべき成果)

周辺の環境に調和し、安全で親しみのある親水施設が整備され、うるおいとやすらぎのある自然豊かな水辺空間が形成されること。

○ 現状と課題

・これまで、農村における農業用排水路は、合理性や経済性を主体とした整備を進めてきましたが、親水機能や水辺の自然環境などの用排水路が有する多面的機能の重要性が、社会的に見直される中、自然環境への配慮と合理性及び経済性との調和が整備の課題となっています。

○ 施策の方向

・地域の農業生産基盤や施設としての機能を損なわないように配慮しつつ、周辺の環境に調和し、多自然工法を取り入れた水路景観の整備や水辺の緑化を推進します。
・安全で親しみのある親水施設の整備を進め、うるおいとやすらぎのある自然豊かな水辺空間の形成を目指します。

○ 施策の概要

・用排水路等の美観を損ねる雑草の繁茂を抑制するため、地域住民が共同で実施する地被植物の植栽等の活動に対して支援します。
・地域における用排水路施設への生態系の保全、復元を支援します。
・地域住民による、水路、ため池の生き物調査により、水辺への親近感の拡大を図るよう啓発活動を支援します。



農業用水緑化(砺波市)

○ 目標指標

指標名	現況	目標	
	2016 (H28)	2021 (R3)	2026 (R8)
「多面的機能支払 (農地維持支払)」 の取組集落数(集 落)	1,406	1,500	1,600
「多面的機能支払 (※11)」の参加者 数(人)	66,756	68,000	69,000

(※11) 多面的機能支払

「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」
(平成26年法律第78号)に基づき、農業・農村の有
する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活
動に対して支援する制度。

3 海辺

○ 施策目標(施策の目指すべき成果)

水と緑が調和した、県民が親しめる海辺空間及
び災害防止機能も考慮した海岸林が整備され
ること。

○ 現状と課題

- ・近年は、海岸の防護だけでなく環境の保全や利
用に配慮した海岸整備を進めています。
- ・富山湾の魅力と資源を生かし、親水機能の増
進、自然・生物環境にも配慮した美しく快適な
海洋・沿岸域の創出が求められています。
- ・飛砂、潮風、強風等による被害の軽減など海岸
防災林の重要性が再認識されています。
- ・日本古来の海岸風景である白砂青松の海岸が
少なくなってきました。
- ・漁港施設整備にともなう漁港機能の充実に加
え、漁港及び隣接海岸において緑地や公園施
設が整備されています。
- ・住民等が親しみやすく利用しやすい憩いの場
となるよう、より一層花や緑の景観や親水性
に配慮した漁港の環境整備を進める必要があ
ります。また、整備や維持管理においては、住
民等の参加が求められています。



海岸林(朝日町)

○ 施策の方向

- ・水と緑が調和した海岸環境を創出し、県民が親しめる海辺空間の整備を図ります。
- ・海岸林の維持・造成に努め、海岸の保全を図ります。
- ・漁港の環境向上に必要な施設を整備し、漁港の景観保持、美化を図り、漁業関係者や漁港利用者に快適で潤いのある場を提供するような漁港環境を形成します。

○ 施策の概要

①海岸

- ・白砂青松の海岸を保全するとともに、飛砂、潮風、強風等の災害を軽減・防止するため、治山事業等により海岸林の整備を推進します。
- ・海岸は、多様な生き物の生息・生育や産卵の場となっていることから、工法の選定にあたっては、その生息・生育の場となりうる離岸堤や潜堤、人工リーフを採用する等、藻場を含むその生息・生育環境の保全に努めるとともに、海岸植生の自然回復を図ります。また、「ふるさとリバーボランティア支援制度」を活用し、地域の住民や団体が行うさまざまな海岸愛護ボランティア活動を積極的に支援します。
- ・海岸林やハマナス等の貴重な海浜植物の保全対策を充実するため、市町と連携し、海岸利用者のマナー向上のための普及啓発活動などを推進します。

②漁港

- ・漁港施設の修景緑化や住民等の憩いの場としての緑地公園等を整備し、景観の保持・美化を図り、快適でうるおいのある漁港環境づくりを推進します。

○ 目標指標

指標名	現況	目標	
	2016 (H28)	2021 (R3)	2026 (R8)
漁港緑地面積 (ha)	16	現状維持	
海岸林整備延長 (m)	6,288	6,600	6,800

Ⅲ 花と緑のエリア

1 身近な花と緑の保全と育成

(1) 市街地と周辺の緑の保護と活用

○ 施策目標 (施策の目指すべき成果)

市街地とその周辺の自然環境と開発行為のバランスに考慮し、地域の貴重な自然環境の保全を図られること。

○ 現状と課題

- ・呉羽山や二上山など、市街地の自然景観を維持し、樹林地等の緑の保全を図る区域を「風致地区」として指定し、条例で建物や宅地造成、木材の伐採等の規制を定めています。
- ・近年の都市化の進展などに伴い緑地や動植物が減少し、身近な自然が徐々に失われつつあります。
- ・市街地化が進展する一方で、住民の中に身近な自然の大切さを再認識し、保全しようとする意識が高まっています。
- ・県民による自然環境保全のための自主的な取り組みがなされています。また、生態系に配慮した開発事業も徐々に実施されてきています。

○ 施策の方向

- ・市街地等に現存する自然環境を維持するため、各種開発行為との調整を図りつつ、保全すべき緑地の指定や、緑の環境の減退がないよう、関係法令の適正な運用に努めます。
- ・残された自然環境を保全するとともに、新たなビオトープ(*12)の造成を促進します。

(*12)ビオトープ

本来その土地にすむさまざまな野生生物が生息し、自然の生態系が機能する空間のこと。最近では、整備された野生生物の生息・生育空間を指すことが多い。

○ 施策の概要

- ・風致地区においては、その保全のため、標識版の設置を通じて周知を図るとともに、「富山県風致地区内における建築等の規制に関する条例」、「高岡市風致地区内における建築等の規制に関する条例」により建築物等の適正な規制・誘導を推進します。
- ・都市計画において、市街地の計画的な発展の中で、特に維持・保全が必要な緑地については、その保全施策を推進します。
- ・公園、学校などの公共施設、民間施設において、トンボ池、チョウの花園、小鳥の森など、ビオトープの造成を促進します。
- ・開発行為等においては、積極的にビオトープの保全、回復、創造を進め、身近な自然の保全、生物の多様性の確保を図ります。



ビオトープ（自然博物館ねいの里 富山市婦中町）

(2) 田園空間の保護と育成

○ 施策目標（施策の目指すべき成果）

屋敷林(*13)や社寺林などの農村景観が、地域住民の理解と協力により保全が図られること。

(*13) 屋敷林

吹雪や風雨、夏の日差し等を防ぐために、家屋の周りに植えられた樹林（落ち葉や小枝は、古くから燃料として活用）。

(*14) 散居村

屋敷林で囲まれた家々が平野に点在する集落形態。

○ 現状と課題

- ・屋敷林は、近年の生活様式の変化により減少傾向が続くとともに、住宅団地の造成、工場の建設など都市的土地利用の拡大により、緑と水の織りなす田園風景が変貌しつつあります。
- ・屋敷林・散居村(*14)等から形成された散居景観は、我が国を代表する農村の原風景のひとつであり、後世に残すべき財産です。
- ・社寺林についても、都市化など周辺環境の変化により衰退が見られます。
- ・平野に広がる農地と山々の樹木と調和した水と緑豊かな農村集落の環境を維持している土地改良施設の適切な整備や更新が求められています。
- ・適切な農業生産活動が行われることにより維持される緑豊かな農村景観に対する県民の認識や関心が高まりつつある一方、農村を取り巻く環境の変化により不作付け地や遊休地がみられます。
- ・レンゲ等のみつ源植物や景観作物が栽培され、養蜂振興や景観美化に役立っています。
- ・中山間地域は、農業生産の場だけでなく、県土の保全や水資源のかん養、景観の保全、伝統・文化の継承等の多面的機能を有していますが、近年、過疎化や高齢化に伴う荒廃農地の増加により、棚田の保全が危惧されています。
- ・花と緑の田園空間の形成に対する県民の関心が高まっています。



屋敷林（砺波市）

○ 施策の方向

- 所有者や地域住民の理解と協力を得ながら、住民内発型の取組みにより屋敷林と社寺林の保全を促進します。
- 土地改良施設は、水と緑あふれる施設として期待されていることから、改修等の実施にあたっては、周辺の自然環境に配慮した水辺空間の形成を目指します。
- 緑豊かな農村景観を維持していくため、適切な土地利用計画の策定による優良農地の確保や作物の計画的な作付けを目指します。
- 地域の実情に即し、遊休地を活用し、花と緑の景観を保全、向上する作物の栽培を促進します。
- 中山間地域の多面的機能の維持や集落の活性化を図るため、地域住民が行う保全活動を支援するとともに、都市住民の参加を促進し、棚田の保全に努めます。



散居村（砺波平野）



棚田（富山市）

○ 施策の概要

- 屋敷林保全のための普及啓発冊子の作成やシンポジウムの開催などにより、屋敷林等の機能や価値、歴史等について理解を深めることで、住民内発型の取組みによる保全を推進します。
- 地域の自然植生を色濃く残した社寺林を後世に引き継ぐために、地域住民にその重要性を普及啓発するとともに、特に貴重な社寺林については、文化財や保存樹の指定により保存します。
- 水と緑が織りなす農村景観の保全・創出のため、土地改良施設の改修等にあたっては、自然環境に配慮した整備を推進します。
- 「農業振興地域整備基本方針」の適切な運用による優良農地の確保や計画的な土地利用の推進などによる不作付け地の抑制に努めます。
- レンゲ等のみつ源植物栽培や地域の実情に即して景観作物の植栽を促進し、田園空間の維持、形成を推進します。
- 棚田オーナー制度やボランティア活動、体験農園活動、荒廃農地等利活用活動などの棚田保全活動を推進し、棚田の保全に努めます。



棚田オーナー制度（南砺市相倉）

(3) シンボル樹木の保全

○ 施策目標（施策の目指すべき成果）

巨樹、名木など地域のシンボル樹木が地域住民の理解と協力により保全が図られること。

○ 現状と課題

- ・文化財として指定された天然記念物のうち、植物では国指定が6件、県指定が37件、市町村指定が121件あります。
- ・天然記念物の植物については、広く一般に公開することを目的として、保存修復などが行われていますが、今後ともこの貴重な植物を保護する必要があります。

○ 施策の方向

- ・天然記念物として指定された樹木の保存修復を適切に行います。
- ・地域ぐるみの保全が図られるよう、普及啓発を推進します。

○ 施策の概要

- ・地域のシンボルとなる樹木については、必要に応じ「天然記念物」や「保存樹木」に指定するとともに、保存修復が必要な天然記念物等の適切な処置を図ります。
- ・天然記念物指定樹木等については、文化財保護パトロール等の巡回体制の充実を図り、現状把握や情報収集に努めます。
- ・巨木・名木等の樹勢回復や保全に携わる「樹木医」との連携を強化します。また、サクラの保護育成に携わる「さくら守」の活動を支援します。
- ・所有者や地域住民の理解を深めるとともに、広く県民に意識啓発を図るため、関係機関によりパンフレットやガイドブックを作成配布します。

2 自然環境の保全と森林整備

(1) 貴重な自然の保全

○ 施策目標（施策の目指すべき成果）

貴重ですぐれた富山県の自然環境を保全し、将来へ継承されること。

○ 現状と課題

- ・「自然環境保全基礎調査」によると、植生自然度10又は9（自然度の高い天然林及び自然草原）の地域が県土に占める割合が30.0%で、全国平均の19.1%よりも高く、貴重な自然環境が多く残されています。
- ・優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図るため、国立公園2箇所、国定公園1箇所のほか、県立自然公園6箇所が指定されています。
- ・貴重な自然環境を保全し、次の世代へ引き継いでいくため、県自然環境保全地域が11箇所指定されています。
- ・開発や乱獲、里地里山における人間活動の縮小、外来種の侵入等の影響により、生物多様性の損失が懸念されており、絶滅及び絶滅のおそれのある野生生物は約900種に上っています。
- ・「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」により、動植物園等の設置及び管理者は絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に寄与するよう努めなければならないこととなっています。



立山弥陀ヶ原・大日平（中部山岳国立公園）

○ 施策の方向

- ・貴重ですぐれた富山県の自然環境を保全し、将来へ継承していきます。

○ 施策の概要

- ・立山一帯の植生モニタリング調査を継続的に実施するとともに、貴重な自然環境の保全を図ります。
- ・山岳地トイレの整備、ごみの適切な処理等により自然環境の保全を図ります。
- ・自然環境保全地域の現況を把握し、引き続きその保全に努めます。
- ・自然保護意識の高揚のため、自然保護指導員やナチュラリスト(*15)による現地での指導や自然解説活動を効果的に実施します。
- ・「自然環境指針」による適切な開発事業の指導・助言を行い、多様な自然環境の体系的な保全を推進します。
- ・外来種に対する取組みとして、緑化にあたっては、地元産在来種を積極的に使用するよう努めます。
- ・県版「レッドデータブック」をもとに、県内の希少動植物の保護等を図ります。
- ・「富山県生物多様性保全推進プラン(*16)」に基づき、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する各種取組みを進めることにより、人と自然とが共生する社会の実現を目指します。

○ 目標指標

指標名	現況	目標	
	2016 (H28)	2021 (R3)	2026 (R8)
県定公園面積(ha)	16,829	現状維持	
自然公園面積(ha)	125,554	現状維持	
自然環境保全地域 面積(ha)	624	現状維持	

(*15) ナチュラリスト

自然解説員。本県では、自然公園等の来訪者に、自然への愛情と自然保護の重要性を認識してもらうことを目的に、昭和49年に地方自治体としては全国で最初にボランティアによる自然解説員制度を創設した。

(*16) 富山県生物多様性保全推進プラン

「生物多様性基本法」第13条の規定に基づき、生物多様性国家戦略を基本として、富山県の地域特性を踏まえた生物多様性の保全及び持続可能な利用に関して定めた基本的かつ総合的な計画。

(2) 森林の整備

○ 施策目標（施策の目指すべき成果）

県民全体による、とやまの森林の整備・保全が推進されること。

○ 現状と課題

- ・森林は、県土の約67%（面積285千ha）を占めており、木材生産の場であると同時に、水源かん養や土砂災害防止、二酸化炭素の吸収源としての地球温暖化防止や生物多様性の保全など重要な役割を担っており、森林の有する多面的機能に対して期待が高まっています。
- ・手入れの不十分な人工林や利用されなくなった里山林は依然として多く、また、放置された竹林が拡大し、周辺の森林の生育を阻害していることや松くい虫などによる森林被害が発生していることから、森林のもつ公益的機能等の低下が懸念されています。
- ・平成19年から「水と緑の森づくり税(*17)」を導入し、里山林や混交林の整備を進めてきており、今後とも計画的な森林整備を進め、特に竹林の拡大防止や野生生物との棲み分けなどを目指した森林整備を適切に推進していく必要があります。
- ・とやまの森づくりサポートセンターに登録し、森づくり活動に取り組む団体、企業が増えており、活動の一層の推進とボランティア活動の継続、定着が求められています。
- ・森林の有する公益的機能を確保するための保安林は197千haで森林面積の69.0%を占め、今後もその機能の維持が必要です。

(*17)水と緑の森づくり税

本県において、森林を全ての県民の財産として、県民全体で支え、次の世代に引き継いでいくための財源として、平成19年度から県民税の均等割への超過課税方式を採用し、導入した。当初、課税期間は平成23年度までであったが、平成33年度まで延長された。

○ 施策の方向

- ・ 県民全体でとやまの森を支えることを基本に、森林の整備、保全を推進します。
- ・ 森林の整備、保全にあたっては、天然林を人家周辺の「里山林」と自然の推移に委ねる「保全林」に、人工林を木材生産の「生産林」と水土保全等を担う「混交林」に区分し、森林の状態や立地条件に加え、地域ニーズ等を反映した多様な森づくりを推進します。
- ・ 保安林の機能を維持向上するための森林の整備等を推進します。

○ 施策の概要

- ・ 県民の意見などを反映した森づくりに関する富山県森づくりプランを策定するとともに、地域の実情に応じた森林整備を行うため、市町村森づくりプランの策定を支援します。
- ・ 森林総合情報システム（森林GIS）を活用して、とやまの森の情報を整理し、インターネット「とやまの森づくりホームページ」を通じて県民に情報提供します。
- ・ 森林整備の必要性についての理解を醸成するための普及活動を展開します。また、とやまの森づくりサポートセンターを通じたボランティア団体等への活動支援を行い、県民参加による森づくりを推進します。
- ・ 「里山林」については、地域住民等が策定した「里山管理利用計画」に基づき実施する森林整備を支援します。
- ・ 「保全林」については、自然の推移により成熟した天然林を目指し保全・保護します。
- ・ 循環型社会に貢献する持続的な木材生産に重点を置き、公益的機能の維持増進と両立する整備を推進します。
- ・ カシノナガキクイムシの被害跡地に植栽した実のなる木を育成し、公益的機能の確保や景観の保全、野生動物の餌場の確保などを図ります。

ます。

- ・ 「混交林」については、手入れ不足で過密となった人工林や風雪被害を受けた人工林、竹林が侵入した人工林等を、スギと広葉樹が混在する森林に誘導し、県民参加により整備します。

○ 目標指標

指標名	現況	目標	
	2016 (H28)	2021 (R3)	2026 (R8)
里山林の整備面積(累計)(ha)	2,628	3,600	4,600
混交林の整備面積(累計)(ha)	1,290	1,550	1,800
優良無花粉スギ「立山 森の輝き」の植栽面積(ha)	42	200	500
県民参加による森づくりの年間参加延べ人数(人)	12,439	13,000	13,000以上
保安林の面積(ha)	196,798	197,158	197,518



地域住民と協働で里山林整備に取り組む「里山応援隊活動」の様子（富山市開ヶ丘）



雪崩から施設を守る保安林（南砺市）

IV 花と緑をはぐくむ活動

1 維持管理

○ 施策目標（施策の目指すべき成果）

地域の花と緑が各世代の参加により地域ぐるみで維持管理されること。

○ 現状と課題

- 地域における花壇づくりは、その造成はもとより、維持管理に花と緑のグループが活躍していますが高齢化が進み維持管理作業に伴う負担が増えています。
- 公園や街路、公共施設等の花と緑は確実に増えていますが、今後は、これら花と緑の質的向上と維持管理が重要です。
- 花と緑の銀行等が中心となって、花と緑のグループや県民に対して、維持管理に必要な情報の提供等の支援を行っていますが、その重要性が増えています。
- 品目の多様化が進む中で、種苗供給に限らず、維持管理面においても、生産者と花と緑のグループ等との幅広い連携、協力が求められます。
- 毎年大きくなる樹木等は、場所によっては大きくなり過ぎた場合の管理が重要となってきます。
- 花壇づくりでは一年草が多く使われていますが、維持管理の労力の負担が小さい宿根草等の利用が求められています。



世代を超えた地域総出の活動（射水市黒河）

○ 施策の方向

- 公共施設をはじめ、地域花壇等の維持管理に対する県民の積極的な参加を促進します。
- 地域単位の花と緑の維持管理を確実にするため、生産者や園芸店、花と緑の指導者、花と緑のグループ等、地域の緑化を担う人々の連携システムの整備を進めるとともに引退世代や若い世代の参加を促進します。
- 花壇づくりには、宿根草や花木の使用比率を高めるなど維持管理の省力化を図ります。

○ 施策の概要

- 行政が進める緑化にあたっては、計画段階から維持管理まで可能な限り県民や企業の参画を得て推進します。
- 各種の花と緑のコンクールの顕彰制度により、優良事例を表彰するとともに模範事例を広く紹介するなど、地域住民の自主的な維持管理が進むよう、普及啓発を行います。
- 花と緑の銀行は、維持管理技術の向上のため、講習会や花と緑の指導者による指導を行います。
- 花と緑のグループ等生産者との情報ネットワーク化を進め、維持管理等の技術指導面でも連携協力ができる体制を確立します。
- 緑化イベント等は、生産者や流通関係者、園芸店、花と緑の指導者、花と緑のグループの参加と協力のもと開催し、世代の枠を超えた情報交換や交流の場として活用します。
- 花と緑の銀行は、花壇づくり等に宿根草や花木の使用を増やし、また、プラグ苗を導入するなど、維持管理経費や労力の軽減が図られるよう普及啓発します。

2 生産の振興と技術開発

(1) 生産の振興

○ 施策目標（施策の目指すべき成果）

富山県の特徴ある花と緑の生産物の生産拡大が図られること。

○ 現状と課題

- ・球根類では、日本一の出荷量を誇るチューリップ球根（平成28年産73ha、1,760万球）は、オランダからの安価な輸入球根の増加や生産者の高齢化等により栽培面積が減少しており、省力的な新しい栽培技術体系の確立と導入を進めています。
- ・切花・鉢物類では、花き消費量の低迷や高齢化等により小ギクなど既存産地の栽培面積が減少していますが、安定した価格で取引される契約的取引や、ストック、アスター等で、稲作農家の経営の複合化による生産拡大がみられます（平成28年度66ha、1,125万本・鉢）。
- ・消費面では、ライフスタイルや販売形態の変化に伴い、品目の多様化や低価格志向が進んでいます。
- ・優良無花粉スギ「立山 森の輝き」が開発され、平成24年度より苗木の出荷がされています。

○ 施策の方向

- ・新規生産者の育成、確保に努め、収量、品質の安定化を図るとともに、ブランド化に向けた販売戦略を推進します。
- ・環境にやさしい花き生産を推進するとともに、県産花きの魅力をPRし、需要拡大に努めます。
- ・形質が優れ、花粉をつけない優良無花粉スギ「立山 森の輝き」の普及を図ります。

○ 施策の概要

① 球根類の生産

- ・集落営農組織への導入や既存生産者の後継者確保に努めます。
- ・県育成品種等とやまオリジナル品種を中心として、商品性の高い品種の生産拡大による販売力の強化を図ります。
- ・優良農家からの栽培管理や専用機械の操作技術の実演指導により、収量、品質の安定化を図ります。
- ・ほ場での品質検査・指導の徹底やリスク管理に基づく効率的な防除対策の普及等による高品質な球根の安定生産を推進します。
- ・花き業界と連携し、一般消費者等への花育活動、イベント等を通じた魅力PR等により需要拡大を促進します。

② 切花・鉢物類・花壇用苗の生産

- ・主穀作経営体や集落営農組織への導入、既存生産者の後継者確保に努めます。
- ・消費者や流通関係者との意見交換等により、ニーズの高い品目や、オリジナル品種など富山の優位性を活かした品種の導入を推進します。
- ・鮮度保持など出荷調整技術の徹底や異常気象に対応した栽培技術の推進等により、高品質・安定出荷を図ります。
- ・首都圏の消費者や小売店、市場等を対象としたマーケティング、一般消費者等への花育活動や県産花きの紹介などPR活動強化による需要拡大を推進します。



③緑化木等の生産

- ・県内苗木生産者に花粉をつけない林業用スギ苗木の生産技術を移転し、生産供給体制の強化を図るとともに、形質が優れている上に、花粉をつけない優良無花粉スギ「立山 森の輝き」の植栽を推進します。
- ・富山らしいさくらの名所づくりを進めるために、本県に自生する野生種及び本県が起源となっている園芸種のサクラの苗木の供給を推進します。

④流通体制の整備

- ・産地間の連携を強化し、出荷規格の遵守と共同出荷体制の整備により、産地ブランド力の向上を図ります。
- ・産地と実需者、流通関係者との流通懇談会等の開催により、産地情報や消費者ニーズ等の情報の共有化を図ります。

○ 目標指標

指標名	現況	目標	
	2016 (H28)	2021 (R3)	2026 (R8)
国産チューリップ球根 出荷量の富山県産 シェア(%)	61※	現状維持	
切花・鉢物類栽培面積 (ha)	66	70	74

※年次変動が大きい場合3ヶ年平均値とした。



優良無花粉スギ「立山 森の輝き」
(富山県森林研究所 立山町)

(2) 調査研究と技術開発

○ 施策目標 (施策の目指すべき成果)

本県の花と緑に関する基礎研究が推進され、その調査研究成果等について県民に情報提供されること。

○ 現状と課題

- ・中央植物園では、国内外の野生種を中心とした植物の収集・展示を行うとともに、高山・絶滅危惧植物室等で国内の絶滅危惧植物など貴重な植物の保存繁殖に取り組んでいます。
- ・植物園には多くの野生植物種が保存管理されており、園芸的・薬学的な有用植物の育種への利用が期待されています。
- ・農林水産総合技術センター園芸研究所では、チューリップを中心とした球根類の総合産地化や、多様化する消費者ニーズ等に対応するため、新品種開発から新しいライフスタイルにあった栽培技術の開発まで、幅広く取り組んでいます。
- ・森林研究所では、森林資源の循環利用を推進する技術の開発や水と緑を育み県民生活の安全、安心に貢献する森づくりの推進等の研究に取り組んでいます。
- ・薬用植物指導センターでは、薬用植物の栽培についての試験研究として、栽培適応性試験、栽培法確立試験、品質評価試験等を行っています。また、付加価値の高い薬用植物の栽培等を支援するため、薬用植物指導センターに新たな研修棟等を整備し、平成31年度から供用開始しました。

○ 施策の方向

- ・本県の豊かな緑を後世に伝えるため、本県の植物相と植生に関する基礎研究を推進します。
- ・中央植物園に収集された野生植物は貴重な遺伝子資源であり、これを活用した研究を県内外の研究機関や民間企業、専門植物園と連携して推進します。
- ・国や県の各試験研究機関等や、緑化関係団体と

の連携により、花や緑の育成から利活用まで、幅広い分野の調査研究を推進します。

- ・緑化推進に役立つ調査研究成果等について、わかりやすく県民に情報提供します。
- ・薬用植物の栽培試験・研究を進めるとともに、栽培指導に努めます。

○ 施策の概要

①中央植物園

- ・本県の植物相や植生の解明を進め、関係機関との連携のもとに絶滅危惧植物の保全と外来植物対策に取り組みます。
- ・植物園自然保護国際機構 (BGCI) (*18)への参加や中国科学院昆明植物研究所、オックスフォード大学との共同研究などを踏まえ、世界的国際的な基準での植物多様性保全を推進します。
- ・富山県に根ざした園芸植物等の商品開発について素材の提供を行うなど、関係機関との連携を深めます。

② 農林水産総合技術センター園芸研究所・農業研究所

- ・本県の気候、風土に適した独自の優良品種の開発を推進するとともに、バイオテクノロジー等を利用して増殖技術等の開発を図ります。
- ・新しく開発された品種や技術が、生産・消費の両面で県民の日常生活に手軽に生かされるよう、農林振興センター、花総合センター等で指導・展示するなど、広く公開し普及します。
- ・研究成果については、研究成果発表会、センター情報誌やホームページ等を活用し、わかりやすく解説して広く普及します。



中央植物園職員による野外調査の様子 (立山室堂)

③ 森林研究所

- ・広葉樹資源の循環利用を目指した更新技術の開発を図ります。
- ・新たな無花粉スギの開発と省力的苗木生産体系の確立を図ります。
- ・公益的機能の向上を目指した森林管理技術の開発を図ります。
- ・病虫害等から森林を守る技術の開発を図ります。
- ・県民の生活の安全、安心に関する森林情報の提供を行います。

④花総合センター

- ・展示温室、モデル花壇等を活用した新しい花の見本展示、花に関する講座や園芸相談を通じて、広く県民に花の栽培技術や活用方法を提供します。

⑤薬用植物指導センター

- ・本県における薬用植物の栽培適応性試験や栽培法確立試験を行うとともに、栽培普及指導の充実を図ります。
- ・薬用植物の遺伝資源の収集・保存などの研究を推進します。
- ・国内外の試験研究機関等との研究交流や情報交換に努め、栽培試験や品質評価試験を推進します。



中央植物園職員による野外調査の様子 ((立山室堂)

(*18) 植物園自然保護国際機構 (BGCI)

(BGCI=Botanic Gardens Conservation International)

地球上の野生植物の保全をより効果的に進めるため

に、植物園の国際的な連携を支援することを目的とし、1987年に英国で設立された非営利団体（出典：BGCI HP）。

(3) 環境型社会への対応

○ 施策目標（施策の目指すべき成果）

県民、事業者、行政が連携して、廃棄物の排出抑制に努め、再生可能な資源による緑化資材の利用が促進されること。

○ 現状と課題

- ・本県における廃棄物の処理状況については、排出量、一般廃棄物再生利用率、産業廃棄物減量化・再生利用率のいずれも近年は横ばいで推移しています。
- ・スギ間伐材等は、緑化関係でプランターや緑化木支柱等に利用されていますが、一層の活用が求められています。

○ 施策の方向

- ・循環型社会の形成に向け、限られた資源を効率的に利用するため、県民、事業者、行政が連携し、廃棄物の排出抑制や循環的利用を推進します。
- ・木材は加工に要するエネルギーが少なく、リサイクル可能な環境にやさしい素材であり、園芸用、緑化用資材としての利用を積極的に推進します。



間伐材を使ったプランターカバー

○ 施策の概要

- ・とやま GAP 規範(*19)に基づいた適切な生産管理と化学肥料や農薬の使用量低減等、環境にやさしい花き生産を推進します。
- ・野菜くずなどの食品廃棄物を堆肥化するなど再資源化し、その地域で利用するなど、循環資源の地産地消を推進します。
- ・間伐材等を活用した園芸用、緑化用資材を積極的に利用します。
- ・剪定による廃棄物の発生を抑制するため、樹高や樹冠の広がりなどを考慮して、植栽場所に適した緑化木の選定を推進します。
- ・剪定により発生する廃棄物の有効利用を推進します。

(*19) とやま GAP 規範

本県の農業生産活動において「安全な農産物の生産」、「環境の保全」、「農業者の安全確保」などに必要な取組みを平成 24 年に規範として定めたもの。

第3章 花と緑にふれあう

I 花と緑の意識の高揚

1 ふれあい行事

○ 施策目標（施策の目指すべき成果）

県民参加型の緑化行事の開催により、多くの県民が花と緑にふれあい、緑化の意識の高揚が図られること。

○ 現状と課題

- ・県民が花や緑と親しみ、緑化の意義や役割について理解を深める場として、みどりの月間(*1)、都市緑化推進運動期間(*2)、都市緑化月間(*3)を中心に、「とやま森の祭典」、「都市緑化祭」、「花と緑の大会」、緑化木の配布、ポスターや標語の募集など各種の緑化行事が開催されています。
- ・さくらを代表とする花の名所等では開花時期に併せて行事が開催され、中央植物園等の緑化推進施設では1年を通して多彩な行事が開催されています。
- ・県民が気軽に参加でき、緑化意識の高揚と緑化活動の促進につながるよう、「花とみどり・ふれあいフェア」など、より多くの緑化行事の開催が求められています。
- ・市町村や民間で開催される緑化行事との連携と開催情報等の幅広い提供が求められています。



第 68 回全国植樹祭を通じた県民による植樹活動 魚津桃山運動公園（魚津市）

(*1)みどりの月間

「みどりの日」(5/4)を中心とした4/15~5/14の期間。

(*2)都市緑化推進運動期間 4/1~6/30

(*3)都市緑化月間 10/1~10/31

○ 施策の方向

- ・県民や民間団体などの協力を得て、県民参加型の魅力ある楽しい緑化行事を開催します。
- ・自然や環境、花と緑の重要性を実感し、緑化活動の促進につながるよう、ふれあい行事の内容の充実に努めます。

○ 施策の概要

- ・子どもから若者、シニア世代までが気軽に参加でき、自然の神秘や尊さ、森林の重要性、花や緑の効用が実感でき、花の活用法や花文化の継承、花と緑に満ちたうるおいある環境整備が推進されるように、関係機関と連携して既存の緑化行事の拡充や新たな行事を開催します。
- ・県内の花と緑の名所や緑化活動の盛んな地域を訪れる機会を設けたり、緑化活動体験型の行事を開催したりするなど、緑化意識の高揚を図ります。
- ・中央植物園では、普段見ることのできない植物の姿を広く県民に親んでもらうため、「さくらまつり」や「ゲッカビジン観賞」などの特別開園等を実施します。
- ・公共施設などで気軽に緑化行事が開催できるように配慮するなど、緑化愛好団体を支援します。
- ・緑化行事の情報を県民に提供するため、県広報紙やテレビ、ラジオ、インターネット、花と緑の銀行だより、市町村広報誌に加え、福祉団体などの多様な広報媒体の積極的な活用を推進します。



第 45 回花と緑の大会 富山県民会館（富山市）

2 学習

(1) 児童生徒等の緑化学習

○ 施策目標（施策の目指すべき成果）

学校教育における緑化活動の推進により、児童生徒等幼少期からの緑化意識の高揚が図られること。

○ 現状と課題

- ・幼稚園や保育所では、花や緑を保育教材として活用するなど、園児が身近に植物を見たり触れたりする機会を取り入れています。
- ・小・中学校では学校花壇や学校農園づくり、一人一鉢栽培、森林教室などの取組みによる緑化の体験学習や環境学習などが実施されています。
- ・「花とみどりの少年団」は全市町村で34団体が結成され、H29現在約4,501名の団員が活動しています。
- ・緑化意識づくりの一環として、「総合的な学習の時間」などを活用し、環境や自然保護を考える授業が行われています。
- ・学校や関係機関、地域が連携して、子どもたちの自主的な課外活動の場や情報を提供する体制を整備する必要があります。
- ・花と緑にふれあうことで、子どもたちの「生きる力」を養う役割が求められています。

○ 施策の方向

- ・これからを担う子どもたちが、花や緑に親しみ育てる機会を通して、花や緑の大切さを学び、花や緑をいつくしみ育てることに喜びと自然への尊さへの理解を深め、豊かな情操を育むように、花と緑の学習（花育）を推進します。

○ 施策の概要

① 学校等での緑化学習

- ・花壇づくり等を通して、幼児期から身近に植物を見たり触れたりすることで、花や緑を慈しみ育てる喜びと尊さを理解するための学習を推進します。

- ・紙芝居や人形劇、視聴覚機材などを活用して、園児が花や緑について楽しく学ぶことができるように普及します。そして私立幼稚園に対しても、こうした取組みに対して支援していきます。
- ・花壇づくりや地域での自然体験活動、「環境」をテーマとした総合的な学習の時間、環境保全の重要性を学ぶ理科学習等の実践的な活動を通して、児童生徒等の緑化学習を推進します。
- ・豊かな人間性をはぐくみ、児童生徒等の情操を高めるために、教室の内外に植物を栽培したり切り花を飾ったりするなど、身近な学校生活の中から緑化意識の高揚を図ります。
- ・花と緑の銀行は、学校花壇コンクール、ポスターコンクール、作文・標語コンクールなどを通して緑化意識の高揚を図ります。
- ・教職員に対し、環境緑化意識と自然保護意識の普及啓発を図ります。また、入学、卒業時の記念植樹を促進します。

② 地域での緑化学習

- ・花と緑を愛する豊かな人間形成を図るため、学校と連携して、「花とみどりの少年団」を育成します。
- ・児童生徒の森づくりに関する理解を深める森林環境教育を推進するため、フォレストリーダーが指導する「森の寺子屋」（出前講座、森林教室）を開催します。
- ・子どもたちが農業に親しみ、生き物の不思議や農作物への感謝の気持ちを育てるために、地域の土地改良施設等での体験学習を開催します。
- ・少年期から自然保護の精神を身につけるために、ジュニアナチュラリストを養成します。
- ・中央植物園などの緑化推進施設では、楽しく植物を学べる小中学生対象の「植物園クラブ」や、企画展示を開催します。
- ・中央植物園に来園する学校に対し、オリエンテーリングやどんぐり工作などの体験型活動を提供し、またピオトープの管理指導などの出前講座を行います。
- ・中央植物園では、不登校の児童生徒を対象とした適応指導教室の課外活動を引き受け、植物にふれあう活動を通して、学校へ復帰できるよう指導します。

- ・子どもたちが家庭においても花と緑にふれあう機会が持てるよう、普及啓発を行います。

(2) 社会人等の緑化学習

○ 施策目標（施策の目指すべき成果）

様々な世代が花と緑を学ぶことにより、緑化意識の高揚が図られること。

○ 現状と課題

- ・緑化推進施設や公民館活動等において、様々な緑化講習会等が開催されています。
- ・余暇活動の活発化、ガーデニング、社会全体でのワークライフバランスに対する意識の広がり、花と緑に関する意識の高まり等から、緑化講習会の参加希望者は増加していますが、若い世代の参加が少ない状況にあります。
- ・65歳以上の人口比率は2016（H28）年現在30.8%に達しており、今後も増加が見込まれます。
- ・地域で身近に緑化を指導できる指導者の確保が求められています。

○ 施策の方向

- ・花と緑に親しんだり、自主的な緑化活動を育むために、幅広い世代が花と緑を学び興味が持てるよう、生涯学習体制の充実を図ります。
- ・花と緑の意識の高揚を図るとともに、地域づくりや生きがいづくりを進めるため、花と緑の学習や緑化活動の場の拡充に努めます。

○ 施策の概要

- ・各地域で行われる緑化講習会等への講師派遣、教材提供、カリキュラムの指導、講座開催情報の提供など、県や花と緑の銀行等が連携し、支援と協力体制づくりを推進します。
- ・花と緑の銀行は、幅広い世代のニーズに対応するため、花と緑の専門家や指導者などを登録する「花と緑の人材バンク」としての機能の充実を図ります。
- ・花総合センターでは、生産者、指導者、一般県民向け等、いろいろな立場の人々が参加できる

研修や講座を開催し、学習機能の充実を図ります。

- ・中央植物園などの各植物園では、植物に親しみ、植物に関する知識を楽しく学ぶことができるよう、常設展示の充実をはじめ、企画展や子どもから若者、シニア世代まで楽しめる体験型の各種講習会を開催します。
- ・市町村の緑化推進施設や社会教育施設等の緑化相談や学習機能を充実し、地域における身近な花と緑の学習の拠点づくりを促進します。
- ・花と緑の銀行は、県民が地域や職場で花や緑について気軽に教えてもらうことができるよう、花と緑の指導者の資質の向上と確保を図るとともに、適正配置に努めます。

3 交流

○ 施策目標（施策の目指すべき成果）

花と緑のイベントの開催など交流機会の創出により、緑化意識の高揚が図られること。

○ 現状と課題

- ・花や緑のまちづくりなどをテーマにした国内交流や国際交流が推進されています。
- ・県の花チューリップを使って、県内外で富山県をPRしています。
- ・中央植物園では、中国雲南省との間で植物に関する交流の一環として、雲南植物、石林の石の提供や、雲南植物の栽培指導者を受け入れてきました。
- ・花や緑に関する国際交流・協力が盛んになっており、緑化推進施設を中心に国際交流・協力が求められています。

○ 施策の方向

- ・花と緑の指導者やグループの技術向上と活動の活性化のため、人的交流、地域間交流を推進します。
- ・「花と緑の県・富山」を県の内外にアピールするため、交流の機会づくりに努めます。

- ・緑化推進施設を中心に国際交流・協力を推進します。

○ 施策の概要

- ・各種イベントに花と緑のグループや緑化関係団体の積極的な参加を図り、情報交換など幅広い交流の場としての活用を促進します。
- ・地域において、花と緑を介して子どもから若者、シニア世代までの世代を超えた交流ができる活動やイベントの実施を促進します。
- ・花と緑を活用して、農山村と都市との交流を促進します。
- ・花と緑をテーマに、国内外のまちとの交流を促進します。
- ・県外や国外の緑化施設等との交流を図り、施設運営や事業などの情報交換、人材交流を推進します。
- ・中央植物園では、中国科学院昆明植物研究所やオックスフォード大学との貴重な植物に関する交流・協力を推進します。
- ・県内外において開催する会議やイベントなどにおいて、チューリップなど県産の花を活用して、交流に彩りを添えるとともに、「花と緑の県・富山」を全国にアピールします。



富山県中央植物園と中国科学院昆明植物研究所との共同研究・調査の様子（中国 雲南省）

～富山県中央植物園と中国科学院昆明植物研究所～
平成8年に友好提携協定を調印、平成12年には雲南省の貴重植物に関する共同研究の合意書を調印し、ペゴニア、トウツバキなどの調査研究を行った。

II 花と緑のふれあい

1 身近な花と緑の活用

○ 施策目標（施策の目指すべき成果）

身近にある自然や交流施設の活用により花と緑のふれあいの機会の創出が図られること。

○ 現状と課題

- ・近年の都市化の進展などに伴い、緑地や動植物が減少し、自然とふれあう機会が徐々に失われつつあります。
- ・農業農村の持つ多様な自然環境の教育効果が再評価されており、都市住民などから、農村の豊かな自然に触れる機会を求める声が高まっています。
- ・都市住民が余暇を活用し、農山漁村に滞在しながら自然や農林漁業体験を楽しむグリーンツーリズムなど、多様な都市との交流が望まれています。

○ 施策の方向

- ・身近な自然を見直し、生き物の大切さや環境問題について考えるきっかけとして、自然観察会等を開催し、自然とのふれあいの場を創出します。
- ・都市住民に豊かな自然環境や農業体験等のふれあいの場を提供します。
- ・屋敷林を地域資源として、田園空間の活用を推進します。



都市住民の農業体験（南砺市相倉）

○ 施策の概要

- ・自然観察会などを通し身近な自然を見直す機会をつくります。
- ・ビオトープ等を積極的に導入し、環境教育に活用します。
- ・豊かな自然やゆとりのある空間など、都市では得られない農村の特徴を生かした生活環境の整備を図ります。
- ・農作物の収穫体験や伝統工芸体験など、富山ならではの地域資源の魅力を活かしたグリーンツーリズムの推進など、農村に関心を持つ都市住民のニーズにも対応した、都市農村交流を推進します。
- ・市民農園(*4)等の交流施設や子どもたちが農業に親しめるふれあい体験農園での活動を推進します。
- ・シニア世代の知恵や技術を生かした農園の活用を推進します。
- ・草地等の緑や家畜とのふれあいの場として活用する牧場等の運営を支援します。

2 自然環境と森林の活用

(1) 自然公園等の活用

○ 施策目標（施策の目指すべき成果）

自然公園等の活用により、自然とのふれあい、学習機会の創出が図られること。

○ 現状と課題

- ・自然環境の保全や生物の多様性の確保を図るとともに、様々な自然とのふれあいの場や機会を確保するなど自然との共生を図る必要があります。

(*4) 市民農園

主として都市住民に対し、レクリエーションや、農作業体験を行うことを目的として整備された農地と、当該農地に付帯する施設。

○ 施策の方向

- ・自然と親しみ、ふれあう場を確保し、自然を大切にすることを育みます。

○ 施策の概要

- ・自然公園等において、自然環境の保全を図りながら、遊歩道等の公園施設の整備に努めます。
- ・自然とふれあう機会の増進を図るため、利用者にやさしいバリアフリー化等の整備を推進します。
- ・立山自然保護センターや自然博物館ねいの里等の拠点施設を活用して、自然環境の保全に関する知識の普及啓発を行います。
- ・自然公園等における利用拠点施設を中心に、ナチュラリストによる自然解説事業を行います。

○ 目標指標

指標名	現況	目標	
	2016 (H28)	2021 (R3)	2026 (R8)
ナチュラリスト認定者数 (人)	784	900	1,000
ジュニアナチュラリスト 認定者数(人)	328	390	420
花とみどりの少年団員数 (人)	4,468	4,500	4,500



ジュニアナチュラリスト 自然博物館ねいの里
(富山市婦中町)

(2) 森林とのふれあい活用

○ 施策目標（施策の目指すべき成果）

「里山林(*5)」などの整備により、森林とのふれあい機会の創出が図られること。

○ 現状と課題

- ・近年、健康への関心の高まりに伴い、森林が人の心身にもたらすリフレッシュ効果等を求め、森林浴等による森林空間の利用が進んでいます。
- ・森林浴や環境教育の場となる里山林の整備が県民協働で進められています。
- ・「とやま森林浴の森（県内に58ヶ所）」は、県民に広く親しまれ、利用されています。
- ・里山林を活用した自然観察や体験活動を実践する森林ボランティア団体により、森林とのふれあいの機会が増えています。
- ・森林へのアクセス路である林道の整備が求められています。
- ・魚介類の生育環境を保全するため、漁業関係者が河川の上流で植林等を行う事例が見られます。
- ・ゴミ投棄、山火事、植物の乱獲などへの対策が求められています。

○ 施策の方向

- ・森林を豊かに残しつつ、利用者にとって安全で快適な自然とのふれあい空間となるよう森林の総合利用とアクセス路である林道の整備を推進します。
- ・森林浴の普及啓発と森林浴を楽しめる里山林など森林の整備を推進します。
- ・森林利用者の森林の利活用マナーの向上に努めます。
- ・地域や学校教育と連携した森林利活用イベントの開催や環境教育の実施およびその支援に努めます。

(*5) 里山林

居住地域の近隣にあり、人の生活の営みなどにより、本来の自然植生とは異なった状態にある森林。

○ 施策の概要

① 森林利用施設の管理・整備

- ・森林の総合利用を促進するため、森林とのふれあいや、健康づくり、教育活動の場等として利用する施設の管理や、それと一体となった森林の整備に努めます。
- ・活動の場となる森林へのアクセスのため、林道を整備するとともに、安全施設の整備による通行の安全確保に努めます。

② 森林利用促進の体制整備

- ・森林に対する理解を深めるため、豊かな自然や地域の伝統文化など地域特有の資源を活用したイベントを通じて、上・下流住民のふれあい交流を促進します。
- ・森林利用の多様なニーズに対応するため、フォレストリーダーのスキルアップを図ります。
- ・里山林の利用・管理が継続されるよう里山地区住民が実施する森づくり活動を支援します。
- ・森林環境教育等を行う「有峰森林文化村構想」を推進します。
- ・上流域の森林所有者と下流域の住民がネットワークを構築し、流域単位での森づくり等を通じた交流を促進します。



森林浴の森「さっか・おおやま」
(上市町)

Ⅲ 花と緑のいやし

○ 施策目標（施策の目指すべき成果）

花と緑にふれあうことによる、いやし効果の活用が図られること。

○ 現状と課題

- ・植物に触れたり園芸作業をすることは、心身に良い影響を与えるといわれ、心身に障害を持つ人や高齢者等に対し、花と緑の持ついよしの効果を活用していく必要があります。
- ・高齢化が進む中、高齢者がいきいきと暮らしていけるよう、生きがいづくりを推進していくことが重要となります。
- ・森林は、疲れをいやし、体をリフレッシュさせる保養効果があり、森林浴の効果を経科学的に証明した「森林セラピー®」(*6)が注目されつつあります。

○ 施策の方向

- ・花と緑のいよし効果を活用したセラピーの普及を推進します。
- ・森林浴によるセラピー効果の普及啓発と森林浴を楽しめる里山林など森林の整備を推進します。

○ 目標指標

指標名	現況	目標	
	2016 (H28)	2021 (R3)	2026 (R8)
森林浴の森選定箇所数(箇所)	60	現状維持	

○ 施策の概要

- ・緑化、福祉、教育等の関係機関と連携して、花と緑が持つ癒しによるセラピーを普及・推進します。
- ・椅子で園芸作業ができる高さのある花壇や植物とのふれあいを楽しめる花壇などのモデルガーデンを設置し、緑化活動を推進します。
- ・里山林など森林浴が楽しめる身近な森林の整備と利用を促進します。
- ・高齢者や障害者をはじめ、県民すべてが花と緑にふれあえるよう、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた施設整備と利用を促進します。
- ・花と緑を通じた、いよしに繋がる情報を広報誌やマスメディア等様々な広報媒体を活用して幅広い世代に向けた情報の発信に努めます。



森林セラピー®の様子（上市町）

(*6)森林セラピー®

特定営利活動法人森林セラピーソサイエティの登録商標です。

花と緑の元気とやま創造プラン

花と緑と人が輝く元気とやまの創造

発行 令和2年3月

発行者 富山県（農林水産部森林政策課）

〒930-8501 富山市新総曲輪 1-7

TEL 076-431-4111（代表）

URL <http://www.pref.toyama.jp/>